

佐久市下水道分野における
「水の官民連携」（ウォーターPPP）事業

実施方針（案）

令和８年８月

佐久市

この実施方針（案）は、佐久市（以下「市」という。）が実施を予定している佐久市下水道分野における「水の官民連携」（ウォーターPPP）事業（以下「本事業」という。）の公募資料に記載を予定している事項のうち、主な事項について、現時点における市の考え方を示すものである。

なお、本実施方針（案）に記載の内容は、今後の検討状況、民間事業者との対話及び本実施方針（案）に対する意見等を踏まえ、変更する場合がある。

市は、本実施方針（案）に対し、民間事業者等から幅広く意見を受け付け、意見収集の結果等を踏まえて、本事業に係る募集要項等を策定する予定である。

目 次

第 1 事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業の名称	1
(2) 公共施設等の管理者の名称	1
(3) 事業の背景・目的	1
(4) 事業方式	1
(5) 対象事業	2
(6) 対象施設	2
(7) 対象業務	2
① 義務事業	2
② 附帯事業	4
(8) 事業期間	5
① 本事業の事業期間	5
② 本事業期間終了時の取扱い	5
(9) 委託費の支払い	5
① 委託費の支払い	5
② 委託費の改定	6
(10) プロフィットシェア	6
(11) 法令等の遵守	6
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1. 募集及び選定方法	7
2. 募集及び選定スケジュール	7
3. 応募者の参加資格要件	7
(1) 応募者の構成	7
(2) 応募者の参加資格要件	8
(3) 参加資格要件の確認基準日	9
(4) 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	9
4. 審査及び選定手続き	9
(1) 選定委員会の設置	9
(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査	10
(3) 競争的対話の実施（附帯事業に関する予備的審査の実施）	10
(4) 提案書類の提出等	10
(5) 審査方法	10
① 書類審査	10
② プレゼンテーション審査	10
(6) 優先交渉事業者及び次点者の選定	10
(7) 審査結果の公表	11
(8) 参加者がいない場合の取扱い	11
(9) 参加者が1者であった場合の取扱い	11
5. 優先交渉権者選定後の手続き	11

(1) 基本協定の締結.....	11
(2) 共同企業体の設立.....	11
(3) 優先交渉権者による事業準備行為.....	11
(4) 事業契約の締結.....	12
(5) 事業の開始.....	12
6. 募集に関する留意事項.....	12
(1) 募集の取りやめ等.....	12
(2) 実施要領等の承諾.....	12
(3) 提出書類の取扱い.....	12
① 著作権.....	12
② 提出書類の返却等.....	12
③ 確認書類の提出.....	12
④ 提出書類の無効.....	12
(4) 特許権等.....	13
(5) 提供資料の取扱い.....	13
(6) その他.....	13
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1. リスク分担の基本的な考え方.....	14
2. 事業の実施状況のモニタリング.....	14
(1) モニタリング方法.....	14
(2) 要求水準未達時のペナルティ.....	14
3. 保険.....	14
第4 公共施設等の規模及び配置に関する事項.....	15
1. 事業区分.....	15
2. 対象施設の概要.....	16
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	18
1. 疑義が生じた場合の措置.....	18
2. 管轄裁判所の指定.....	18
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	19
(1) 受注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	19
① 解除事由.....	19
② 解除措置.....	19
(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	19
① 解除又は終了事由.....	19
② 解除又は終了措置.....	19
(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合.....	19
① 解除又は終了事由.....	19
② 解除又は終了措置.....	20
(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除.....	20
① 解除又は終了事由.....	20

② 解除又は終了措置.....	20
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	21
3. その他の措置及び支援に関する事項	21
第8 その他事業の実施に関し必要な事項.....	22
1. 実施に関して使用する言語及び通貨等	22
(1) 実施に関して使用する言語、通貨、単位等	22
(2) 応募書類の作成等に係る費用	22
2. 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付	22
(1) 受付期間	22
(2) 提出方法	22
(3) 意見に対するヒアリング	22
(4) 実施方針（案）に関する質問への回答公表	22
(5) 提出先	22
3. 連絡先及び情報提供	22
(1) 連絡先	22
(2) 情報提供	23
別紙1 リスク分担表	24
別紙2 対象施設の数量内訳（管路）	26
別紙3 対象施設の数量内訳（下水道）	28
① 佐久公共下水道事業.....	28
② 望月特定環境保全公共下水道事業.....	32
③ 春日特定環境保全公共下水道事業.....	35
④ 浅科特定環境保全公共下水道事業.....	37
別紙4 対象施設の概況（農集、小規模）	40
① 志賀処理場（農業集落排水）	40
② 南岩尾処理場（農業集落排水）	42
③ 常和処理場（農業集落排水）	44
④ 横根処理場（農業集落排水）	46
⑤ 北岩尾・落合処理場（農業集落排水）	47
⑥ 岸野処理場（農業集落排水）	49
⑦ 上平尾処理場（農業集落排水）	51
⑧ 布施処理場（農業集落排水）	53
⑨ 藤巻処理場（小規模集落排水）	55
⑩ 平井処理場（コミュニティ・プラント）	56
⑪ マンホールポンプ場.....	58
別紙5 佐久市排水施設図.....	59

用語の説明

水の官民連携 (ウォーターPPP)	「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業(コンセッション方式)」の総称。管理・更新一体マネジメント方式は、水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI 推進アクションプラン期間の 10 年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、明確な管理目標を定め、保守点検、調査等により施設の状態を客観的に把握、評価するとともに、中長期的な状態を予測しながら計画的かつ効率的に施設を管理するための取り組みであり、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
点検	マンホールのかぶりを開けた上で、基本的に目視で管路施設の状況を把握するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務
調査	施設の状況を詳細に把握することを目的として実施する業務。調査には、視覚調査と詳細調査があり、詳細調査は視覚調査では判断できない場合に実施する。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
修繕	対象施設の一部の再建設又は取替えを行うこと(ただし、長寿命化対策に該当するものを除く)。
指示	市の発議により、市が事業者に対し、市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
承諾	事業者の発議により、事業者が市に報告し、市が了解することをいう。
協議	市と事業者が対等の立場で、合議することをいう。
提出	市が事業者に対し、又は事業者が市に対し業務に係わる書面又はその他の資料等(電磁的記録等を含む)を説明し、差し出すことをいう。
報告	事業者が市に対し、業務の状況又は結果について書面等(電磁的記録等を含む)により説明し、知らせることをいう。
連絡	市と事業者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

第 1 事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

佐久市下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP) 事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

佐久市長 柳田 清二

(3) 事業の背景・目的

本市の下水道事業は佐久下水道組合が事業体となり、昭和 48 年に旧佐久市と旧臼田町の中心市街地から公共下水道事業(公共)に着手し、昭和 57 年に供用開始となった。

旧浅科村、旧望月町でも特定環境保全公共下水道事業(特環)として、平成 3 年度に浅科地区(旧浅科村)、平成 4 年度に望月地区(旧望月町)、平成 6 年度には春日地区(旧望月町)においてそれぞれ事業に着手し、平成 11 年度までには 3 地区すべて供用開始となっている。

また、農業集落排水事業(農集)、小規模集合排水処理事業(小規模)及びコミュニティ・プラント(コミプラ)については昭和 59 年度に志賀地区の事業着手を皮切りに順次着手し、現在 10 地区で処理している。

なお、平成 17 年度の 4 市町村の合併による“新佐久市”の誕生に伴い、佐久下水道組合及び旧市町村の所管する下水道事業は佐久市に引き継がれている。

令和 7 年度末には浄化槽を含む市内の下水道普及率は 98.6%に達し、普及率向上のための建設事業は完了に近づいており、今後は「未普及整備」から「計画的維持管理」による健全経営を目指していく必要がある。

一方、「少子高齢化の進行」「生活様式の多様化」「省資源化」「経済成長の鈍化」など、社会の潮流は下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

こうした中、佐久市下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP) 事業(以下、「本事業」という。)は、これまでの検討及び民間企業へのアンケート調査の結果を踏まえ、市の下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業を一体とした水の官民連携(ウォーターPPP)のうち、管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型)により実施する。

そこで、本事業を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)については、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績及び信頼性を有する優れた者を、公募型プロポーザル方式により選定を行うものである。

本事業は、本市が所管する下水道施設等の維持管理に関する各種業務について、事業者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう包括的に業務を委託するものであり、本市と事業者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、下水道施設等の機能維持・維持管理業務の効率化とサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

(4) 事業方式

本事業の事業方式は、性能発注・長期契約(10 年間)による管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型)とする。

(5) 対象事業

本事業の対象事業は、市が所管している次の事業である。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、
農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業

(6) 対象施設

本事業の対象施設は、佐久市が管理運営している下水道事業の施設のうち、処理場施設、ポンプ場施設、マンホールポンプ施設及び污水管路施設を主要な対象とする。

詳細は第4章に示す。

対象施設	合計	公共	特環	農集	小規模	(コミプラ)
処理場施設	14 箇所	1 箇所	3 箇所	8 箇所	1 箇所	1 箇所
ポンプ場施設	3 箇所	2 箇所	1 箇所	—	—	—
マンホールポンプ施設	209 箇所	105 箇所	87 箇所	17 箇所	—	—
污水管路施設	748.6km	537.8km	143.1km	64.3km	1.0km	2.4km

※コミプラは本事業開始前の令和9年度中、農集の一部地区は本事業の事業期間中に統廃合を予定している。

(詳細は表 4.1 に示す)

(7) 対象業務

本事業は義務事業及び附帯事業を含めて対象事業とする。なお、事業者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、統括管理業務、処理場施設等運転管理業務（公共・特環、農集・小規模）及び一般廃棄物の汚泥収集運搬業務を除いたものについては、あらかじめ、市の承諾を得て、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）及び募集要項等の公表時に示す。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

表 1.1 義務事業

事業区分	施設区分	業務分類	業務内容	備考
全体	統括管理業務		各業務の一元的管理	
			発注者との窓口	
			情報管理	
			各業務のセルフモニタリング	
			業務改善	
			業務全体の計画書や報告書の作成	
	料金徴収・ 経理等		受付業務	下水道事業の総合受付、電話対応含む
			検針業務	
			下水道料金等の徴収業務	注1)
			公営企業会計経理業務	
			電算処理業務	
			その他上記に附帯する業務	
	計画業務		経営戦略改定業務	
	災害対応業務		被災状況把握業務	
			緊急措置対応業務	

注 1) 下水道料金とは、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金、督促手数料、延滞金のことをいう

表 1.1 義務事業

事業区分	施設区分	業務分類	業務内容	備考
公共 特環	処理場 ポンプ場	運転管理業務	運転管理業務	
			活性炭交換業務	
			電気設備保安業務	
			警備業務	
			消防設備保守業務	
			庁舎清掃業務	
			場内整備業務	処理場以外の管理用地の場内整備含む
			貯水槽清掃業務	
			流入路等清掃業務	流入路、沈砂池、主ポンプ井
			薬品調達業務	
			し渣・沈砂運搬処分業務	
			高木剪定・害虫駆除業務	
			汚泥運搬処分業務	公共、特環（浅科）
			電話交換機保守点検業務	
			計装設備点検業務	
			中央制御設備点検業務	
			水質・汚泥・臭気分析業務	
			臭気対策業務	
			消耗品及び備品調達業務	
			修繕等業務	全ての修繕等を対象
			燃料調達業務	
			緊急時・異常時対応業務	
		計画業務	更新計画案作成	
	管路 MP	維持管理業務	緊急対応業務	点検、調査、清掃等
			計画的点検・調査業務	管路 注2)
			保守・点検業務	MP
			マンホールポンプ場遠隔監視業務	
			マンホールポンプ場清掃業務	
			計画的清掃業務	管路（伏越管路清掃業務を含む）
			更新計画案作成	注3)
		計画業務	雨水出水浸水想定区域調査等業務	
			流量調査業務	
			不明水対策調査業務	

注 2) 令和 9 年度に予定しているストックマネジメント計画の改定結果を踏まえ、点検・調査の対象施設、実施頻度及び実施内容等を見直す場合がある

注 3) 管路・MP の更新計画案作成は、必要に応じて市内全域の管路を対象とした点検・調査計画を策定・更新する

表 1.1 義務事業

事業区分	施設区分	業務分類	業務内容	備考
農集 小規模	処理場	運転管理業務	運転管理業務	
			遠方監視システム保守業務	
			電気設備保安業務	
			場内整備業務	剪定・除草・草刈
			流入路等清掃業務	流入路、沈砂池、主ポンプ井、流量調整槽
			水質管理業務	
			塩素剤等管理業務	
			修繕業務	全ての修繕等を対象
			緊急時・異常時対応業務	緊急時等の処理場間の汚水運搬含む
			汚泥運搬処分業務	
		計画業務	更新計画案作成	
	管路 MP	維持管理業務	緊急対応業務	点検、調査、清掃等
			計画的点検・調査業務	管路
			保守・点検業務	MP
			マンホールポンプ場遠隔監視業務	望月地区遠方監視装置更新業務含む
			マンホールポンプ場清掃業務	
			計画的清掃業務	管路
		計画業務	更新計画案作成	注3)
その他	全体	その他業務	窓口対応業務	注4)
			長期利用財産処分申請書類作成業務	統廃合時の財産処分申請
	管路	その他業務	排水設備確認申請関係業務	申請・完了受付、申請書審査、許可証発出
			指定工事店指定事務業務	事務的なもののみ
			特定事業所採水等業務	立入にあたっては市職員同席
			普及促進業務	
			設備台帳システム整備・情報管理業務	処理場の施設台帳を想定
			管路台帳システム情報登録業務	管路施設等の新規・更新情報登録を含む
			排水設備台帳電子化業務	
			排水設備閉塞時対応業務	電話対応・利用者へのアドバイス等

注 3) 管路・MP の更新計画案作成は、必要に応じて市内全域の管路を対象とした点検・調査計画を策定・更新する

注 4) 窓口業務は、新規接続、取付管、本管延伸、排水設備及び下水道台帳閲覧等に関する相談・受付

② 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲してもよい。

附帯事業は本事業の予定価格の算定対象には含まれない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した附帯事業について、その必要性、実現可能性、事業効果、財政負担等を踏まえて採否を判断する。

附帯事業を実施する場合における予算措置の要否及びその内容については、市が別途判断するものとする。また、附帯事業の実施に当たって必要となる契約方法については、市が関係法令等を踏まえて別途決定するものとし、公募その他の競争性を確保した手続による場合のほか、優先交渉権者又は契約締結事業者との契約による場合がある。

なお、市は附帯事業の提案を採用し、又は契約を締結する義務を負うものではない。

市が現時点で想定している附帯事業を表 1.2 に示す。

表 1.2 附帯事業

対象施設		業務内容	備考
下水道施設等	問題解決業務	脱炭素化事業	

(8) 事業期間

① 本事業の事業期間

現時点において、本事業開始日は令和 10 年 4 月 1 日を予定している。また、本事業終了日は令和 20 年 3 月 31 日を予定している。なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間は事業準備期間（移行期間）とし、受注者は市又は市が指定する者の指導を仰ぎ、各業務の習熟を図るものとする。

なお、市又は市が指定する者が受注者に行う業務引継ぎに係る自らの費用は市が、受注者が業務引継ぎを受ける自らの費用は受注者が負担する。

表 1.3 予定事業期間

期日	内容
令和 9 年 10 月	契約締結
令和 9 年 11 月～令和 10 年 3 月	引継ぎ
令和 10 年 4 月 1 日	事業開始
(事業終了日まで)	市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ
令和 20 年 3 月 31 日	事業終了

② 本事業期間終了時の取扱い

ア) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

なお、事業終了の 2～3 年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など市に協力すること。

(9) 委託費の支払い

① 委託費の支払い

市は、事業期間中を通して、表 1.1 及び表 1.2 に示す各業務に対する委託費を支払う。

1) 義務事業（表 1.1）

市が全額負担し、市が委託費として事業者へ支払うものとする。

2) 附帯事業（表 1.2）

附帯事業は本事業の予定価格には含まれない。

附帯事業の採否、費用負担及び予算措置については、市が提案内容を踏まえて別途

判断するものとする。

② 委託費の改定

ア) 事業者の提案による対価の改定

事業者は、委託費の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

イ) 事業環境の著しい変化に伴う対価の改定

直近の委託費の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じて委託費の改定を行う。事業環境の著しい変化とは以下に示すものとし、詳細については、契約書（案）に示す。

- ・物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合
- ・法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

ウ) その他市が必要と認める場合

上記ア) からイ) までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、委託費の改定について事業者に協議を申し入れることができる。

(10) プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

契約書、要求水準書、事業者の提案書等に定める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を低下させることなく、契約後に新たな提案により費用を削減した場合、費用削減分をシェアする。

なお、詳細については、契約書(案)等に規定する。

(11) 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。なお、詳細については、要求水準書（案）において示す。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者により創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2. 募集及び選定スケジュール

実施方針（案）の公表から契約締結までの日程、各種手続きの作成形式及び方法は、概ね表 2.1 のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 2.1 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和8年8月	実施方針（案）の公表
令和8年8月～10月	実施方針に関する質問の受付・回答
令和9年3月	募集要項等の公表
令和9年4月～6月	施設確認及び資料閲覧（希望者対象） 募集要項等に関する質問の受付・回答 参加資格審査書類の受付 参加資格審査結果の通知 技術的対話（競争的対話）の実施
令和9年8月～令和9年9月	提案書類の提出 プレゼン実施 優先交渉権者の選定
令和9年10月～令和10年3月	契約締結 引継ぎ
令和10年4月	事業開始

表 1.3 予定事業期間（再掲）

期日	内容
令和9年10月	契約締結
令和9年11月～令和10年3月	引継ぎ
令和10年4月1日	事業開始
（事業終了日まで）	市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ
令和20年3月31日	事業終了

3. 応募者の参加資格要件

（1）応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成される共同企業体（以下、「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループの場合、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から、当該グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）1者を定めることとする。代表企業は、本事業の応募に係る手続きのすべてを行う。代表企業以外の構成企業が、

代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。また、本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格審査書類」という。）の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

- ③ 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- ④ 参加資格審査書類の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑤ 参加者である単独企業及び応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業と重複することはできない。

（２）応募者の参加資格要件

- ① 次のいずれかに該当する法人等（グループの場合は構成員を含む。）は、参加することができないものとする。
 - （ア）地方自治法施行令第１６７条の４の規定又は佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０３条第１項の規定に該当する法人等
 - （イ）募集開始日から遡り直近１年間に国税及び地方税を滞納している法人等
 - （ウ）会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている法人等、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている法人等
 - （エ）銀行取引の停止、主要取引先との取引の停止、募集開始日から遡り直近１年間に手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実がある法人等
 - （オ）募集開始日から遡り直近１年間に市から指名停止を受けている法人等
 - （カ）暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等
 - （キ）役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等、又は役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等
- ② 参加者は、単独企業又は共同企業体のいずれかの構成員が以下の要件をすべて満たすこと。
 - （ア）長野県内に本店又は支店・営業所等を有している者。
 - （イ）佐久市物品の購入、製造、委託等の業務に係る物品購入等入札（見積）参加願を提出した者のうち、営業品目「上下水道設備保守点検」に登録されている者。
 - （ウ）下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和６２年建設省告示第１３４８号）に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録がなされていること
 - （エ）地方公共団体の所有する下水道施設において、単体で元請けとして過去５年間に２年以上、日平均汚水流入量 15,000m³/日以上の一連の運転管理業務実績を有する者であること。
 - （オ）10 t 級以上の能力を有する汚水吸引車等の特殊車両を３台以上自社で所有（借用含む）し、非常時に流入汚水・汚泥の移送に対応できる体制を常に整えられる者。ただし、共同企業体の場合は構成員全体で必要能力・台数以上を所有（借用含む）している

こと。

- (カ) 長野県に浄化槽保守点検業の登録を受けている者。
- (キ) 佐久市一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業の許可を有している者。
- (ク) 佐久市一般廃棄物（浄化槽汚泥）浄化槽の清掃の許可を有している者。

③ 次に掲げる配置技術者を配置できる者であること。

- (ア) 統括管理責任者、業務主任者（下水道施設）、業務主任者（集排等施設）、業務主任者（管路）、業務主任者（計画）及び業務主任者（料金等）は、単独企業又は共同企業体の構成員から選任し、配置しなければならない。業務主任者間の兼務は認めないものとし、統括管理責任者と業務主任者との兼務は可能とする。
- (イ) 統括管理責任者は、汚水処理施設の維持管理に関する高度な技術及び相当の経験を有する者とする。また、全ての個別業務の内容を理解し、市との窓口となり、業務期間中の各業務の一元的な統括管理を行える者とする。
- (ウ) 業務主任者（下水道施設）は、下水道法第 22 条第 2 項に規定する下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格を有する者とする。
- (エ) 業務主任者（集排等施設）は、浄化槽法施行規則第 8 条の規定による浄化槽技術管理者を配置する。また、集排等施設の日常業務にあたる者として浄化槽法第 2 条第 11 項の規定による浄化槽管理士を配置する。
- (オ) 業務主任者（管路）は、下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格した者又は下水道管路管理技士（資格の種類・部門を問わない）の認定を受けた者とする。
- (カ) 業務主任者（計画）は、技術士（上下水道部門）に合格した者とする。
- (キ) 業務主任者（料金等）は、料金徴収・経理等業務について十分な知識及び経験を有し、市との連絡調整及び業務管理を適切に行う能力を有する者とする。

（３）参加資格要件の確認基準日

参加者は、参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、公募型プロポーザル参加表明書及び参加資格確認書類の提出日とする。

（４）参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該単独企業及び共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

４．審査及び選定手続き

（１）選定委員会の設置

本市は、企画提案書等の受託候補者の選定を実施するため、「佐久市下水道分野における「水の官民連携」（ウォーターPPP）事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置す

る。

なお、参加者が、募集公表から優先交渉事業者の選定までの間に、本事業について委員会の委員に直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うので留意すること。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等の公表時に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 競争的対話の実施（附帯事業に関する予備的審査の実施）

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行う。

参加資格があるとされた者が、附帯事業を提案する場合は、附帯事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、競争的対話の結果を踏まえ、契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

(4) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

(5) 審査方法

① 書類審査

本市は、提案者から提出された参加資格確認書類及び提案書類について、委員会において審査を実施し、提出書類の得点の上位から5者以内を選定する。

② プレゼンテーション審査

書類審査による選定者から提出された提案書類に基づくプレゼンテーションを実施し、委員会において採点を行う。

また、書類審査の評価対象、評価項目については、プレゼンテーション結果により再度審査を実施し、全項目を評価する。

プレゼンテーション審査への出席者数並びに説明者数は3名までとし、本事業の責任者となる者は必ず出席する。なお、参加者である各企業若しくは共同企業体の構成員（代表企業を含む）以外の者の出席は認めない。

(6) 優先交渉事業者及び次点者の選定

委員会は、評価値によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者

とする。

評価値＝各委員の総合評価点の和

なお、評価値が同点で優先交渉事業者が2者となったときは、参考見積金額が低い提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。この場合において、参考見積金額が同額であるときは委員会に諮って優先交渉事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

審査の詳細については、募集要項等により示す。

(7) 審査結果の公表

審査結果は、優先交渉事業者が決定した後、速やかにプレゼンテーション審査参加者全員に通知するものとする。

また、優先交渉事業者の企業名及び評価値、次点者の評価値を本市ホームページで公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

(8) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、本市はその旨を速やかに本市ホームページで公表する。

(9) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合、別途「提案評価基準」に従い審査を行い、総合評価点を委員会の委員の数で除した評価点が6割以上であれば優先交渉事業者とする。

5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) 共同企業体の設立

優先交渉権者が応募グループの場合は、基本協定の締結後、共同企業体を設立するものとする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、共同企業体の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

(4) 事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された事業契約書（案）の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの及び軽微なもの以外は変更しない。

(5) 事業の開始

事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、事業者が業務の引継ぎ等の事業契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

6. 募集に関する留意事項

(1) 募集の取りやめ等

本市は、次の場合には当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。

参加者が連合し又は不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(2) 実施要領等の承諾

参加者は、参加表明書の提出をもって、公募型プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 提出書類の取扱い

① 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は必要な範囲でこれが無償で使用するができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

② 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、本市が指示をした場合を除き認めない。また、候補者以外の企画提案書は、審査後事務処理用の1部（原本）を除いて返却する。

なお、提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。

③ 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

④ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

(5) 提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本事業に係る検討の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(6) その他

本市は、公募型プロポーザル実施要領等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本市ホームページを通じて参加者に通知する。

また、募集公表以降、公募型プロポーザル実施要領を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料が公募型プロポーザル実施要領等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は、本事業にかかるホームページで行う。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

現時点で想定しているリスクとその概略を「別紙1 リスク分担表」に示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

2. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除等のペナルティを与える。詳細については、募集要項等の公表時に示す。

3. 保険

受注者は、本事業期間中、本事業の実施に必要な保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、受注者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

第4 公共施設等の規模及び配置に関する事項

1. 事業区分

下水道事業に係る事業区分は、表 4.1～表 4.4に示すとおりである。

特定環境保全公共下水道の春日地区は、令和19年度特環望月地区へ統合予定である。

農業集落排水処理事業について、常和地区は令和11年度に公共下水道へ統合予定である。布施地区は令和16年度に特環の浅科地区へ統合予定である。上平尾地区は令和13年度に公共下水道へ統合予定である。コミュニティ・プラントの平井地区は令和10年度農集岸野地区へ統合予定である。なお、この統合計画は、今後見直しの可能性もある。

表 4.1 下水道事業の事業区分（統廃合予定含む）

（令和8年4月1日現在）

	着手年度	供用開始年月日	経過 年数	最大 処理能力 (m ³ /日)	令和7年度 処理実績 (m ³ /日)	稼働 率 (%)	統廃合 予定
○公共下水道事業							
臼田・野沢・中込・ 岩村田地区	昭和48年	昭和57年8月	43	30,100	20,970	69.7	
○特定環境保全公共下水道事業							
浅科地区	平成3年	平成8年3月	30	2,680	1,030	38.4	
望月地区	平成4年	平成9年10月	28	2,000	746	37.3	
春日地区	平成6年	平成11年4月	27	800	378	47.3	R19特環望月へ
○農業集落排水事業							
志賀地区	昭和59年	平成元年6月	36	432	195	45.1	
南岩尾地区	昭和60年	平成元年7月	36	138	63	45.7	
常和地区	昭和63年	平成2年7月	35	165	78	47.3	R11公共へ
横根地区	平成元年	平成3年7月	34	103	49	47.6	
布施地区	平成7年	平成9年11月	26	443	253	57.1	R16特環浅科へ
北岩尾・落合地区	平成8年	平成11年11月	25	225	69	30.7	
岸野地区	平成9年	平成12年11月	21	716	297	41.5	
上平尾地区	平成14年	平成16年11月	28	216	129	59.7	R13公共へ
○小規模集合排水処理事業							
藤巻地区	平成8年	平成11年4月	27	14	10	71.4	
○コミュニティ・プラント							
平井地区	平成4年	平成6年7月	31	105	47	44.8	R10農集岸野へ

2. 対象施設の概要

下水道事業対象施設の概要は、

表 4.2～表 4.4に示すとおりである。

表 4.2 対象施設 (1/3)

事業区分		公共下水道	特定環境保全公共下水道		
処理区名		佐久処理区	望月処理区	春日処理区	浅科処理区
処理場 施設	処理場 施設名	佐久市下水道 管理センター	望月浄化 センター	春日浄化 センター	浅科浄化 センター
	汚水処理 方式	標準活性 汚泥法	OD 法	OD 法	OD 法
	汚泥処理 方式	濃縮→脱水	濃縮	濃縮	濃縮→脱水
	現有処理 能力	25,023m ³ /日	2,000m ³ /日	800m ³ /日	2,680m ³ /日
ポンプ場		2 箇所	1 箇所	—	—
汚水管路		537.8km	54.3km	30.8km	58.0km
マンホールポンプ		105 箇所	29 箇所	7 箇所	39 箇所
宅内マンホールポンプ		—	10 箇所	2 箇所	—

表 4.3 対象施設 (2/3)

事業区分		農業集落排水				
地区名		志賀	佐久中部 (南岩尾)	平賀 (常和)	横根	北岩尾・落 合
処理場 施設	処理場 施設名	志賀 処理場	南岩尾 処理場	常和 処理場	横根 処理場	北岩尾・落 合処理場
	汚水処理 方式	OD 法	JARUSⅢ	JARUSⅢ	JARUSⅤ	JARUSⅢ
	汚泥処理 方式	濃縮	濃縮	濃縮	濃縮	濃縮
	現有処理 能力	432m ³ /日	138m ³ /日	165m ³ /日	103m ³ /日	225m ³ /日
汚水管路		9.3km	3.3km	4.0km	2.7km	3.6km
マンホールポンプ		1 箇所	—	—	—	1 箇所
宅内マンホールポンプ		—	—	—	—	—

表 4.4 対象施設 (3/3)

事業区分		農業集落排水			小規模	コミプラ
地区名		岸野	上平尾	布施	藤巻	平井
処理場 施設	処理場 施設名	岸野 処理場	上平尾 処理場	布施 処理場	藤巻 処理場	平井 処理場
	汚水処理 方式	JARUS X I	JARUS X IV	JARUS X I	沈殿分離 接触ばっ気	回分式 活性汚泥
	汚泥処理 方式	濃縮	濃縮	濃縮	濃縮	濃縮
	現有処理 能力	716m ³ /日	216m ³ /日	443m ³ /日	14m ³ /日	105m ³ /日
汚水管路		14.1km	5.0km	22.4km	1.0km	2.4km
マンホールポンプ		4 箇所	2 箇所	8 箇所	—	—
宅内マンホールポンプ		—	—	1 箇所	—	—

なお、対象施設の数量詳細は別紙 2 ～別紙 4 に、佐久市排水施設図は別紙 5 に示すとおりである。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、市の所在地を管轄区域とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応する委託費を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については事業契約書（案）の公表時に示す。

（1）受注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

① 解除事由

- ・事業者が事業契約上の義務に違反した場合、要求水準を達成しない状態が改善されないと市が判断した場合等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。
- ・財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。

② 解除措置

- ・市は、事業者に対し、事業契約に定める違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。なお、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、市の請求額からこれを控除する。

（2）市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

① 解除又は終了事由

- ・市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ・事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

② 解除又は終了措置

- ・受注者は、市に対し、事業契約に定める損害賠償の請求等を行うことができるものとする。なお、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の請求額からこれを控除する。

（3）いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

① 解除又は終了事由

- ・不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。
- ・不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュール

を策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は事業契約を解除する。

② 解除又は終了措置

- ・ 不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

① 解除又は終了事由

- ・ 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は事業者は事業契約を解除することができる。

② 解除又は終了措置

- ・ 特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・ 特定条例変更等により事業者が生じた損失に係る負担については、市と事業者で協議する。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

本事業実施に関し、許認可等の申請・届出は市が行うが、書類等の作成にあたって、事業者は市を支援すること。事業者が自ら行うべき申請・届出については、市は事業者を支援する。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 実施に関して使用する言語及び通貨等

(1) 実施に関して使用する言語、通貨、単位等

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

2. 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

令和8年8月21日（金）午前9時 から 令和8年9月25日（金）午後5時 まで

(2) 提出方法

実施方針（案）に関して意見又は質問がある場合には、意見又は質問の内容を簡潔にまとめ、「様式1 実施方針（案）等に関する意見書」に記入の上、電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」、提出ファイルはExcel ファイル形式とし、ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「佐久市水の官民連携意見書_●●」（●●は提出者名）とし、提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及びE-Mail アドレスを記載すること。

なお、電子メールの送信に関する着信確認は送信者の責任において行うこと。

(3) 意見に対するヒアリング

提出された意見書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う。

(4) 実施方針（案）に関する質問への回答公表

実施方針（案）に関する質問への回答は、令和8年10月16日（金）までに本市ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

(5) 提出先

以下4.（1）連絡先に申込むこと。

3. 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

佐久市 環境部 下水道課 施設管理係

所在地：〒385-0051 長野県佐久市中込 1335 佐久市下水道管理センター内

電話：0267-63-0101（直通）／FAX：0267-63-2843

E-mail：gesuido@city.saku.nagano.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、佐久市ホームページ等を通じて適宜行う。

佐久市ホームページURL

<https://www.city.saku.nagano.jp/index.html>

佐久市下水道課ホームページURL

<https://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/jogesuidou/gesuidojigyo/sakucityW-PPP.html>

別紙 1 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
			官	民
共通	入札・契約締結	応募手続きに係るコスト		○
		入札説明書、入札手続、プロポーザル実施要領等、契約手続きの誤り等	○	
		発注者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		本事業に直接関係しない法令等の変更		○
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令等の変更や新規立法		○
	税制の変更	本事業に関する新税制度の設立や税率の変更	○	
		法人に課される税金のうちその利益に課される者の税制度の変更		○
	第三者賠償	受託者の行った不適切な業務、不法行為により第三者に与えた損害		○
		仕様・要求水準に従って業務を実施しても避けることのできない第三者損害	○	
		契約日以前に起因する施設に係る契約不適合	○	
		施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害	○	
	環境保全	受託者の行った不適切な業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題		○
		上記以外のもの	○	
	許認可	発注者が取得すべき許認可の遅延	○	
		受託者が取得すべき許認可の遅延		○
	事業中止及び延期	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		発注者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の責による事業放棄及び破棄、中断、不能によるもの		○
		施設の存在自体に対する住民の反対運動等	○	
	住民対応	当該事業に関する住民反対・要望等への対応	○	
		受託者が実施する業務に関する住民反対、要望への対応		○
	議会	予算等の議決が得られない場合の支払いの遅延	○	
	物価変動	履行期間中のインフレ及びデフレ	○	
	不可抗力	自然災害又は人為災害による、中止又は延期	○	
		災害対策基本法で定める災害による施設損害、事業の変更及び中止による費用	○	
		発注者が予め指定する保険により対応可能な範囲		○
	契約締結解除	発注者の責による契約解除	○	
		受託者の責による契約解除		○
	要求水準	要求水準書の記載事項の誤り、発注者で設定した条件を逸脱した流入、条件となった場合の要求水準の未達	○	
		上記以外の理由による受注者の責を起因とした要求水準の未達		○

リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
			官	民
維持管理	業務内容	発注者による業務内容の変更	○	
		受託者の責による業務内容の変更		○
	廃棄物処理	事業の実施に伴い「受託者が排出受託者」となる廃棄物の運搬・処分に 関するもの（公共・特環のみ）		○
		事業の実施に伴い発注者が排出した廃棄物の運搬・処分に 関するもの（公共・特環のみ）	○	
	点検・調査	発注者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があつた 場合	○	
		受託者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があつた 場合		○
	道路陥没 （管路起因）	受託者の要因に基づくもの		○
		上記以外	○	
	工事遅延 リスク	受託者が実施する修繕請負等の業務発注に関するもの		○
		受託者が実施する修繕請負等の監理に関するもの		○
		受託者が修繕を発注・検収終了後に当該設備等を発注者へ引き渡すまで の間の費用に関するもの		○
	修繕費の増大	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外のもの	○	
	システム運営	発注者が運営管理するシステムの障害に関するもの	○	
		上記システムの受託者による操作の責により住民や施設に与えた危害や 損害に関するもの		○
	情報漏洩	発注者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
		受託者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○
	施設損傷	発注者の責による施設損傷	○	
		受託者の責による施設損傷		○
		上記以外のもの	○	
	技術革新	受託者が採用した技術での追加費用		○
		発注者の指示等による採用技術での追加費用	○	
	業務終了 手続き	業務終了手続きに伴う諸費用及び精算手続き		○
	業務終了後の 契約不適合	業務終了から一定期間内における施設に係る契約不適合		○

別紙２ 対象施設の数量内訳（管路）

管路施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道事業で 678.0km、農業集落排水、小規模集落排水、コミュニティ・プラント等の集落排水事業で約 67.8km が下水道台帳に登録されており、総延長は 745.8km となっております。管路施設の登録状況を表 2.1 及び表 2.2 に、年度別整備延長を図 2.1～図 2.3 に示します。

表 2.1 下水道台帳への管路施設登録延長

対象事業	汚水	雨水	合計
公共・特環	680.9km	－	680.9km
集排等（農集、小規模、コミュニティ・プラント）	67.8km	－	67.8km
合計	748.6km	－	748.6km

※令和 7 年 3 月 31 日現在

表 2.2 管路施設の整備状況

対象事業	全体計画 面積	事業計画 面積	実績(R8.3.31) 面積	実績(R8.3.31) 使用可能人口
公共下水道事業	2,499.4ha	2,475.4ha	2,364.4ha	63,122 人
特定環境保全公共下水道事業	400.0ha	400.0ha	387.0ha	10,141 人
農業集落排水事業	－	－	258.6ha	4,989 人
小規模集合排水処理事業	－	－	0.9ha	45 人
コミュニティ・プラント	－	－	10.0ha	199 人

出典：佐久市公共下水道事業計画 変更協議申出書（令和 6 年度 長野県佐久市）

佐久市特定環境保全公共下水道（浅科処理区）変更協議申出書（令和 6 年度 長野県佐久市）

佐久市特定環境保全公共下水道（望月処理区）変更協議申出書（令和 6 年度 長野県佐久市）

佐久市特定環境保全公共下水道（春日処理区）変更協議申出書（令和 3 年度 長野県佐久市）

佐久市生活排水処理施設の現況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

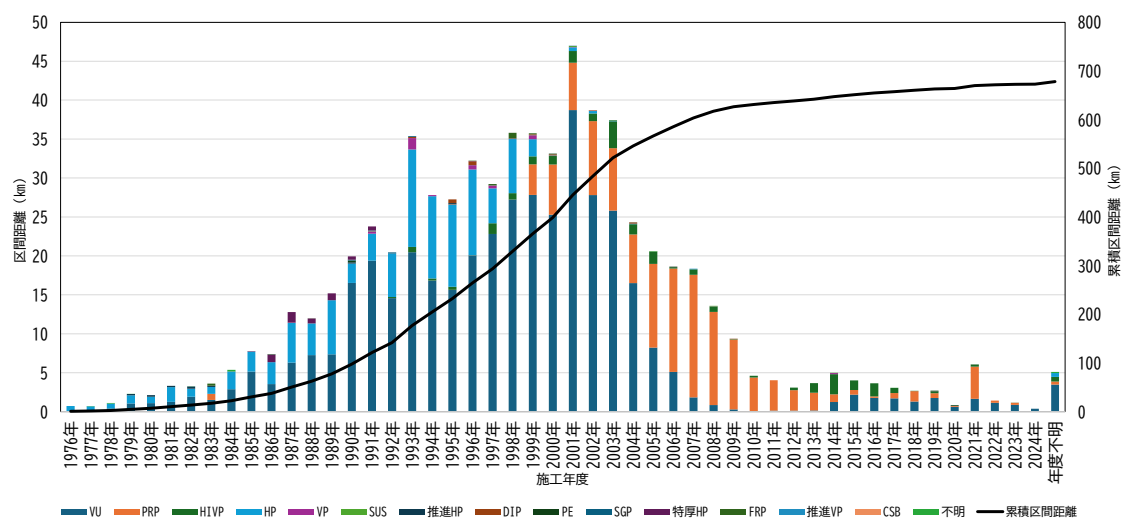


図 2.1 汚水管（公共下水道・特定環境保全公共下水道）

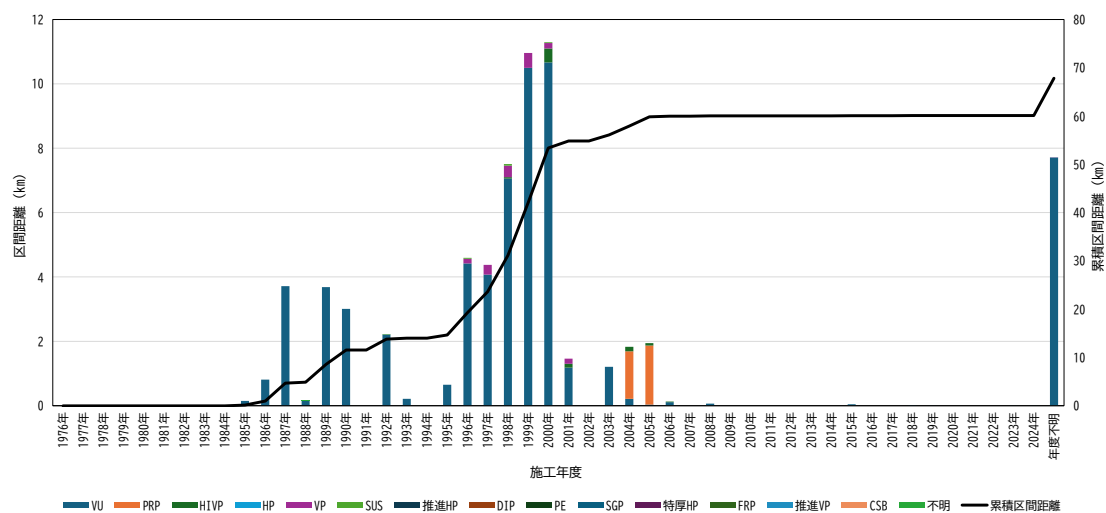


図 2.2 汚水管（農業集落排水、小規模集落排水、コミュニティ・プラント）

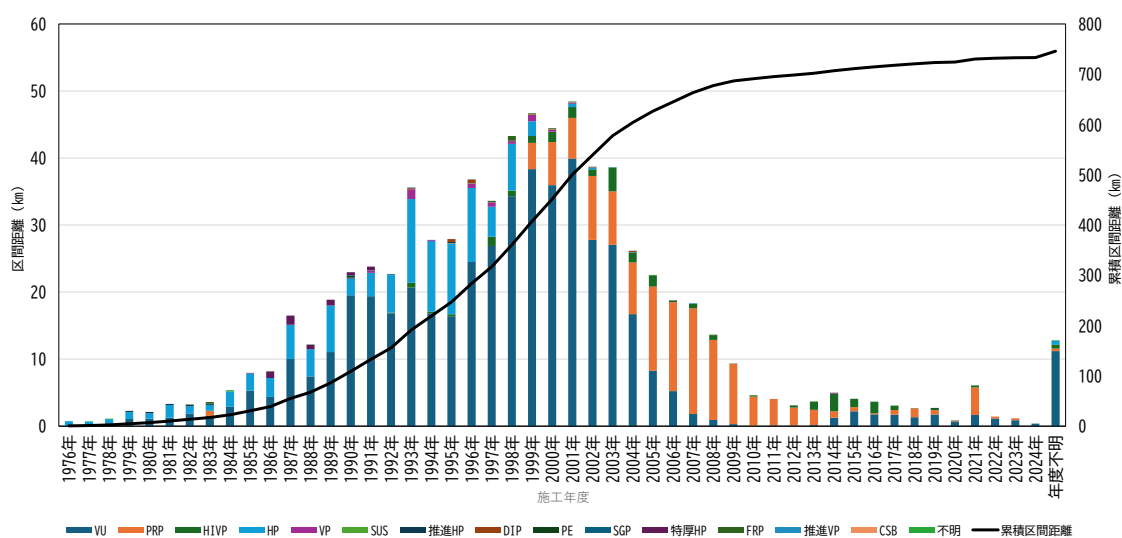


図 2.3 汚水管（全事業）

出典：佐久市下水道台帳

別紙 3 対象施設の数量内訳（下水道）

① 佐久公共下水道事業

表 3.1 佐久市下水道管理センターの概況

主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造り		
沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 1,800 m ³ /m ² ・日	2/2
主ポンプ	4 台	汚水ポンプ	既設 約 13.5m ³ /分・台 計画 約 10.5m ³ /分・台	
最初沈殿池	4 池	鉄筋コンクリート造り 矩形一方向常流式	水面積負荷 約 50m ³ /m ² ・日	4/4 (Ⅰ、Ⅱ系)
最初沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造り 矩形一方向常流式	水面積負荷 約 50m ³ /m ² ・日	3/3 (Ⅲ、Ⅳ系)
反応タンク	4 池	鉄筋コンクリート造り	エアレーション時間 約 8 時間	4/4 (Ⅰ、Ⅱ系)
反応タンク	2 池	鉄筋コンクリート造り	エアレーション時間 約 8 時間	3/3 (Ⅲ、Ⅳ系)
送風機	2 台	鋼板製多段ターボブロワ	風量 約 70m ³ /分・台	
最終沈殿池	4 池	鉄筋コンクリート造り 矩形一方向常流式	水面積負荷 約 20m ³ /m ² ・日	4/4 (Ⅰ、Ⅱ系)
最終沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造り 矩形一方向常流式	水面積負荷 約 20m ³ /m ² ・日	3/3 (Ⅲ、Ⅳ系)
塩素混和地	1 池	鉄筋コンクリート造り	接触時間 約 15 分	1/1
放流渠	1 式	鉄筋コンクリート造り	流量 0.4m ³ /秒	
汚泥濃縮タンク	2 槽	鉄筋コンクリート造り 重力式	固形物負荷率 60～90kg/m ² ・日	2/2
汚泥脱水機	2 台	機械脱水	投入固形物量 約 4.6t/日	2/2
管理棟	1 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造り	中央監視室、水質試験室、事務室、 沈砂池、ポンプ室、ブロワ室、電気 室、自家発電室	
汚泥棟	2 棟	鉄筋コンクリート造り	脱水機室、汚泥濃縮タンク室、脱臭 機室	
ブロワー棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	ブロワー室、電気室	

出典：佐久市公共下水道事業計画 変更協議申出書（令和 6 年度 長野県佐久市）

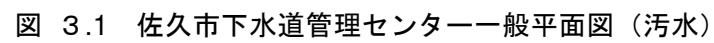


表 3.2 汚水ポンプ施設の概況（公共）

ポンプ場の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要
野沢中継ポンプ場	汚水ポンプ	2	水中汚水ポンプ	3.5m ³ /分	-
		2	水中汚水ポンプ	7.0m ³ /分	-
中込原中継ポンプ場	汚水ポンプ	2	水中汚水ポンプ	2.0m ³ /分	-
		2	水中汚水ポンプ	6.5m ³ /分	-

表 3.3 マンホールポンプ場の概況（公共）（1/3）

通番	名称	設置年月	メーカー	型式	口径 mm	吐出量 m ³ /分	揚程 m	出力 kw
1	南上ノ城	H7. 3	(株)荏原製作所	80DMV65. 5	80	0.40	15.5	5.5
2	一本柳東	H6. 3	(株)荏原製作所	80DV65. 5	80	0.68	13.5	5.5
3	蟹ヶ沢	H4. 3	久保田鉄工(株)	KS-VO802GA	80	0.50	7.0	2.2
4	三河田	H6. 3	久保田鉄工(株)	KS-SP82AZ A(F)	80	0.78	15.6	7.5
5	横和	H6. 3	久保田鉄工(株)	SER82T1B	80	0.30	3.2	1.5
6	今井	H6. 3	久保田鉄工(株)	KS-N803AA	80	0.30	13.5	3.7
7	油田	S61. 3	久保田鉄工(株)	UK-15H、UKW-15H	65	0.30	8.0	1.5
8	下馬場	H9. 3	(株)クボタ	KS-VG1005AA	100	1.38	5.7	5.5
9	上町屋	H4. 3	久保田鉄工(株)	KS-VO802GA	80	0.50	7.0	2.2
10	大石田	H7. 3	久保田鉄工(株)	SER82T1B	80	0.50	3.2	1.5
11	橋上	H8. 3	久保田鉄工(株)	SER51T1B1	50	0.20	4.0	0.75
12	中島	H9. 3	(株)クボタ	SER82T3B	80	0.50	4.0	1.5
13	平賀北口	H12. 4	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.300	8.5	2.2
14	塚原濁	H12. 7	(株)クボタ	KS-VO1005GA	100	1.60	4.0	5.5
15	中蟹沢	H12. 10	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.300	5.5	2.2
16	北川勝間	H13. 1	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.40	5.5	2.2
17	北川広沢	H13. 1	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.280	5.5	2.2
18	下滝	H13. 3	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.300	7.0	2.2
19	五里田	H13. 3	(株)クボタ	KS-VG807AA	80	0.85	19.5	7.5
20	上屋敷	H13. 3	(株)クボタ	KS-VG811AA	80	0.50	24.5	11.0
21	橋向	H13. 3	(株)クボタ	KS-SP82AA	80	0.45	24.0	5.5
22	南一本柳	H13. 3	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.30	5.0	2.2
23	飯綱下	H13. 3	(株)クボタ	KS-SP103AKAA	100	0.70	28.0	11.0
24	住吉	H13. 11	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.30	4.5	2.2
25	松井	H14. 3	(株)クボタ	KS-VG803AA	80	0.60	8.0	3.7
26	根々井橋向	H14. 3	(株)鶴見製作所	8-PUWT	50	0.20	9.0	0.75
27	南羽毛平	H14. 3	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.30	6.5	2.2
28	原橋下	H14. 3	新明和工業(株)	KS-VL802AA	65	0.16	4.6	1.5
29	古城	H14. 11	(株)鶴見製作所	TOP65U41.5L-62	65	0.16	3.7	1.5
30	上ノ城北	H14. 12	(株)クボタ	KS-VL52A	65	0.16	3.7	1.5
31	亀田	H15. 4	(株)クボタ	KS-VG802AA	80	0.30	10.0	3.7
32	中込樋村	H15. 3	(株)クボタ	KS-VG803AA(F)	80	0.43	9.5	3.7
33	白山南	H15. 10	(株)クボタ	KS-VG805AA	80	0.52	15.9	5.5
34	野馬久保	H15. 12	(株)クボタ	KS-VG807AA	80	0.59	18.5	7.5
35	うな沢	H16. 1	(株)鶴見製作所	TOP80UZG45.5-63	80	0.94	12.9	5.5
36	西屋敷添	H15. 12	(株)荏原製作所	80DMV263. 7	80	0.22	11.9	3.7
37	平賀下宿	H16. 3	(株)クボタ	KS-VG803AA	80	0.16	10.4	3.7
38	居屋敷	H16. 3	(株)クボタ	KS-VL63AA	65	0.20	6.0	1.5
39	上屋敷その2	H16. 3	(株)鶴見製作所	50PU-2.4-62	50	0.15	6.5	0.4
40	長土呂濁	H16. 3	(株)クボタ	KS-VG801AA	80	0.56	5.0	1.5

表 3.4 マンホールポンプ場の概況（公共）（2/3）

通番	名称	設置年月	メーカー	型式	口径 mm	吐出力 m3/分	揚程 m	出力 kw
41	十二	H16. 3	(株)鶴見製作所	TOP80UZG43.7-62	80	0.348	9.9	3.7
42	円正坊	H16. 3	(株)クボタ	KS-VL63AA	65	0.28	6.6	1.5
43	下梁田	H16. 3	(株)クボタ	KS-VL63AA	65	0.230	4.8	1.5
44	居村	H16. 3	(株)鶴見製作所	TOP50U4.4-64	50	0.16	3.9	0.4
45	郷土ヶ井	H16. 3	(株)鶴見製作所	50PU-2.4-62	50	0.150	6.5	0.4
46	北川栗ノ木	H16. 2	(株)鶴見製作所	50PU-2.4-62	50	0.150	6.5	0.4
47	根々井日向	H16. 8	(株)鶴見製作所	TOK3-50PU2.4 4-62	50	0.15	6.5	0.4
48	桶掛	H16. 8	(株)クボタ	KS-VL52AA	50	0.15	4.7	0.75
49	内山町下	H16. 9	(株)クボタ	KS-VG801APA	80	0.16	4.2	1.5
50	猿久保下原	H16. 9	(株)クボタ	KS-VL52AA	50	0.16	4.8	0.75
51	岩村田西芝間	H17. 3	(株)クボタ	KS-VG805AA	80	0.16	15.0	5.5
52	前山東	H17. 3	(株)クボタ	KS-VG1005AA	100	1.05	9.1	5.5
53	旭ヶ丘	H17. 3	(株)クボタ	KS-VL73AA	65	0.16	7.0	1.5
54	鼻顔	H17. 3	(株)クボタ	KS-VG805AA	80	0.28	17.1	5.5
55	杉の木	H18. 3	(株)クボタ	KS-VL63AA	65	0.16	5.4	1.5
56	陽雲寺	H17. 12	フリクト	MP3068. 170HT-218S	50	0.20	4.4	1.5
57	安原	H18. 3	(株)クボタ	KS-VG803AA	80	0.16	11.9	3.7
58	駒場公園北	H18. 3	(株)クボタ	KS-VG	80	0.29	11.8	3.7
59	鳴瀬	H18. 2	(株)クボタ	KS-VL64AA	65	0.16	10.2	2.2
60	弥生ヶ丘入口	H18. 3	(株)荏原製作所	80DMVF67.5	80	0.37	16.9	7.5
61	小宮山	H18. 3	(株)荏原製作所	50DMV26.75	50	0.07	5.9	0.75
62	田古屋	H18. 3	(株)クボタ	KS-VH75AA	65	0.16	12.0	3.7
63	緑ヶ丘	H18. 3	(株)クボタ	KS-VH75AA	65	0.16	14.9	3.7
64	泉龍院	H18. 3	(株)クボタ	KS-VL	65	0.18	5.1	1.5
65	前山南倉沢川	H19.3	(株)クボタ	KG801APA	80	0.41	5.0	1.5
66	北川工業団地	H20. 3	(株)クボタ	KS-VL74AA	65	0.15	11.0	2.2
67	長土呂入高山	H20. 3	新明和工業(株)	CVM65-P65G	65	0.16	6.2	1.5
68	北川工業団地2	H20. 3	(株)クボタ	KS-VL73AA	65	0.16	6.1	1.5
69	上ノ城団地	H20. 3	(株)クボタ	KS-VG805AA	80	0.160	18.2	5.5
70	上梁田	H20. 3	(株)クボタ	KS-VL73AA	65	0.16	6.1	1.5
71	南居村	H20.12	(株)クボタ	KS-VL73AA	65	0.159	7.7	1.5
72	北川工業団地3	H21.3	(株)クボタ	KS-VL75AA	65	0.16	12.1	3.7
73	清川	H21.3	(株)荏原製作所	65DMV263.7	65	0.160	11.8	3.7
74	善阿弥	H21.3	(株)クボタ	KS-VL73AA	65	0.120	4.4	1.5
75	前山居屋敷	H21.3	新明和工業(株)	CNW651	65	0.16	7.9	1.5
76	坂下	H21.3	(株)クボタ	KS-VH75AA	65	0.16	13.9	3.7
77	上小田切岩下1	H22.2	(株)クボタ	KS-VL52AA	50	0.16	5.9	0.75
78	上小田切岩下2	H22.2	(株)クボタ	KS-VL52AA	50	0.16	5.8	0.75
79	瀬戸山崎	H22.3	(株)クボタ	KS-VL63AA	65	0.22	3.9	1.5
80	小田井下曾根	H22.12	新明和工業(株)	CVC801-P80G	80	0.63	9.1	3.7
81	田口龍岡城南	H23.3	(株)クボタ	KS-VL51AA	50	0.07	5.2	0.4
82	小宮山後澤	H23.3	(株)鶴見製作所	50PU2.75-62	50	0.07	9.5	0.75
83	前山倉沢	H23.3	(株)鶴見製作所	50PU2.4-52/62	50	0.07	6.7	0.4
84	小田井西屋敷1	H24.12	(株)クボタ	KS-VG805AA	80	0.54	14.5	5.5
85	長福寺	H26.3	(株)鶴見製作所	50PU2.4-63	50	0.15	6.5	0.4
86	中佐都駅北	H26.4	(株)クボタ	KS-VG803AA	80	0.40	12.2	3.7
87	瀬戸西	H26.10	(株)クボタ	KS-VL73AA	65	0.24	8.2	1.5
88	常田大池	H26.11	(株)クボタ	KS-VG807AA(F)	80	0.35	20.4	7.5
89	瀬戸	H4. 3	新明和工業(株)	CW50-P65B	65	0.30	10.6	2.2
90	小田井西屋敷2	H28.3	(株)クボタ	KS-VL52AA	65	0.16	7.3	0.75
91	中佐都IC西	H28.3	(株)クボタ	KS-SP103AA(F)	100	1.16	24.6	11.0
92	平塚橋	H28.3	(株)クボタ	KS-SP103AA(F)	100	1.16	19.9	11.0
93	常田処理場跡	H28.3	(株)クボタ	KS-VG807AA	80	0.28	20.0	7.5
94	常田南	H5.11	(株)日立製作所	UV2-50-60.4	50	0.02	3.0	0.4
95	常田中	H5.3	(株)日立製作所	UV2-50-60.4	50	0.07	6.0	0.4

表 3.5 マンホールポンプ場の概況（公共）（3/3）

通番	名称	設置年月	メーカー	型式	口径 mm	吐出量 m ³ /分	揚程 m	出力 kw
96	常田西	H6.2	㈱日立製作所	UV2-50-60.4	50	0.03	5.5	0.4
97	中佐都小西	H28.12	㈱クボタ	KS-VG1003AA	100	0.77	8.2	3.7
98	佐久南IC	H29.2	㈱クボタ	KS-VG805AA	80	0.159	15.0	5.5
99	塚原	H8.3	㈱日立製作所	UV2-65-62.2	65	0.24	13.0	2.2
100	塚原処理場跡	H29.3	㈱クボタ	KS-SP103AA (F)	100	0.636	26.4	11.0
101	北桜井	H30.3	㈱クボタ	KS-VG815AA	80	0.42	29.9	15.0
102	田口処理場跡	H31.3	㈱クボタ	KS-VL73A3A	65	0.408	5.5	1.5
103	田口本村	H8.12	㈱クボタ	KS-VL64A (旧型式:TSFR73T3R)	65	0.30	10.6	2.2
104	小田井皎月	R1.12	㈱クボタ	KS-N 5007 A2A	50	0.071	8.5	0.75
105	佐久平駅南	R4.1	㈱クボタ	KS-N652A2 A	65	0.220	12.6	2.2

② 望月特定環境保全公共下水道事業

表 3.6 望月浄化センターの概況

主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造り	流量 約 0.177 m ³ /sec	1/1
沈砂池	1 池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 3,600 m ³ /m ² ・日	1/1
オキシデーションディッチ	2 池	鉄筋コンクリート造り 無終端水路式	エアレーション時間 約 24 時間	2/2
最終沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 約 8m ³ /m ² ・日	2/2
塩素混和池	1 池	鉄筋コンクリート造り 長方形迂回式	接触時間 約 15 分	1/1
放流管渠	1 式	鉄筋コンクリート管	流量 約 0.177 m ³ /sec	1/1
汚泥濃縮タンク	2 槽	鉄筋コンクリート管 重力式	固形物負荷 約 50kg/m ² ・日	2/2
濃縮汚泥貯留槽	2 槽	鉄筋コンクリート造り	貯留日数 約 2 日	2/2
管理棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	監視室、事務室、電気室、自家発電室、水質試験室、作業員控室	

図 3.2 望月浄化センター一般平面図

表 3.7 マンホールポンプ場の概況（望月特環）

通番	名称	設置年月	メーカー	型式	口径	吐出量	揚程	出力
					mm	m ³ /分		
1	御桐谷	H9.3	㈱日立製作所	UBS150-67.5	150	2.2	12.5	7.5
2	本町	H9.3	㈱日立製作所	SUV65-60.75	65	0.2	5.7	0.75
3	県町	H10.3	㈱日立製作所	SUV65-61.5L	65	0.2	8.5	1.5
4	城下上	H11.1	㈱日立製作所	SUV(ボルテック)	65	0.2	7.0	1.5
5	城下下	H11.1	㈱日立製作所	SUV(ボルテック)	65	0.2	9.0	1.5
6	高呂1	H13.11	㈱日立製作所	SUV(ボルテック)	65	0.16	9.0	1.5
7	金井町	H14.3	㈱日立製作所	SUV(ボルテック)	65	0.16	7.0	1.5
8	高呂2	H13.11	㈱日立製作所	SUV(ボルテック)	65	0.16	8.0	1.5
9	並木	H15.1	㈱日立製作所	SUV65-61.5L	65	0.16	8.0	1.5
10	三井1	H15.3	㈱日立製作所	UBS65-63.7	65	0.40	10.0	1.5
11	天神1	H16.2	㈱日立製作所	SUV65-61.5S	65	0.16	10.0	1.5
12	小平2	H16.2	㈱日立製作所	SUV65-61.5S	65	0.16	10.0	1.5
13	片倉1	H16.2	㈱日立製作所	SUV80-67.5	80	0.16	21.0	7.5
14	片倉2	H16.3	㈱日立製作所	SUV80-65.5	80	0.35	14.0	5.5
15	協東	H16.3	㈱日立製作所	SUV65-61.5L	65	0.16	5.0	1.5
16	胡桃沢	H16.3	㈱日立製作所	SUV65-63.7	65	0.38	9.0	3.7
17	小平3	H16.9	㈱日立製作所	SUV65-61.5L	65	0.16	9.0	1.5
18	片倉3	H16.9	㈱日立製作所	SUV65-63.7	65	0.243	12.0	3.7
19	片倉4	H16.9	㈱日立製作所	SUV(ボルテック)	65	0.243	16.0	3.7
20	片倉5	H17.1	㈱日立製作所	SUV65-61.5L	65	0.160	8.0	1.5
21	比田井2	H17.1	㈱日立製作所	SUV65-61.5L	65	0.160	6.0	1.5
22	高呂3	H18.3	㈱鶴見製作所	TOP65UZ41.5-62	65	0.160	6.0	1.5
23	高呂5	H17.1	㈱日立製作所	SUV(ボルテック)	65	0.16	5.0	0.75
24	小平1	H17.1	㈱日立製作所	SUV65-60.75	65	0.160	5.0	0.75
25	三井2	H17.1	㈱日立製作所	SUV65-62.2	65	0.160	11.0	2.2
26	比田井1	H18.3	㈱鶴見製作所	TOP65UZ41.5-62	65	0.160	7.0	1.5
27	高呂4	H18.3	㈱鶴見製作所	TOP65UZ41.5-62	65	0.16	6.0	1.5
28	小平4	H18.3	㈱鶴見製作所	TOP65UZ42.2-64	65	0.16	11.0	2.2
29	鳶岩	H18.3	㈱鶴見製作所	TOP65UZ41.5-62	65	0.16	7.0	1.5

表 3.8 宅内ンホールポンプ場の概況（望月特環）

通番	名称	設置年月	型式	口径 mm	吐出量 m ³ /分	揚程 m	出力 kw
1	JA農機センター	H15.9	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
2	A宅	H16.7	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.20
3	B宅	H17.9	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
4	C宅	H17.5	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
5	D宅	H17.12	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
6	E宅	H22.11	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
7	F宅	H17.6	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
8	G宅	H17.3	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
9	富海商事㈱	H18.12	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2
10	H宅	H17.4	日立SUG40-61.2A	40	0.07	5.0	1.2

③ 春日特定環境保全公共下水道事業

表 3.9 春日浄化センターの概況

主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
流入管渠	一式	鉄筋コンクリート管	流量 約 0.072m ³ /sec	1/1
オキシデーションディッチ	1 池	鉄筋コンクリート造り 無終端水路式	エアレーション時間 約 24 時間	1/1
最終沈殿池	1 池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 約 8m ³ /m ² ・日	1/1
塩素混和池	1 池	鉄筋コンクリート造り 長方形迂回式	接触時間 約 15 分	1/1
放流管渠	1 式	鉄筋コンクリート管	流量 約 0.072m ³ /sec	1/1
汚泥濃縮タンク	1 槽	鉄筋コンクリート管 重力式	固形物負荷 約 40kg/m ² ・日	1/1
濃縮汚泥貯留槽	1 槽	鉄筋コンクリート造り	貯留日数 約 3 日	2/2
管理棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	監視室、電気室、自家発電室	

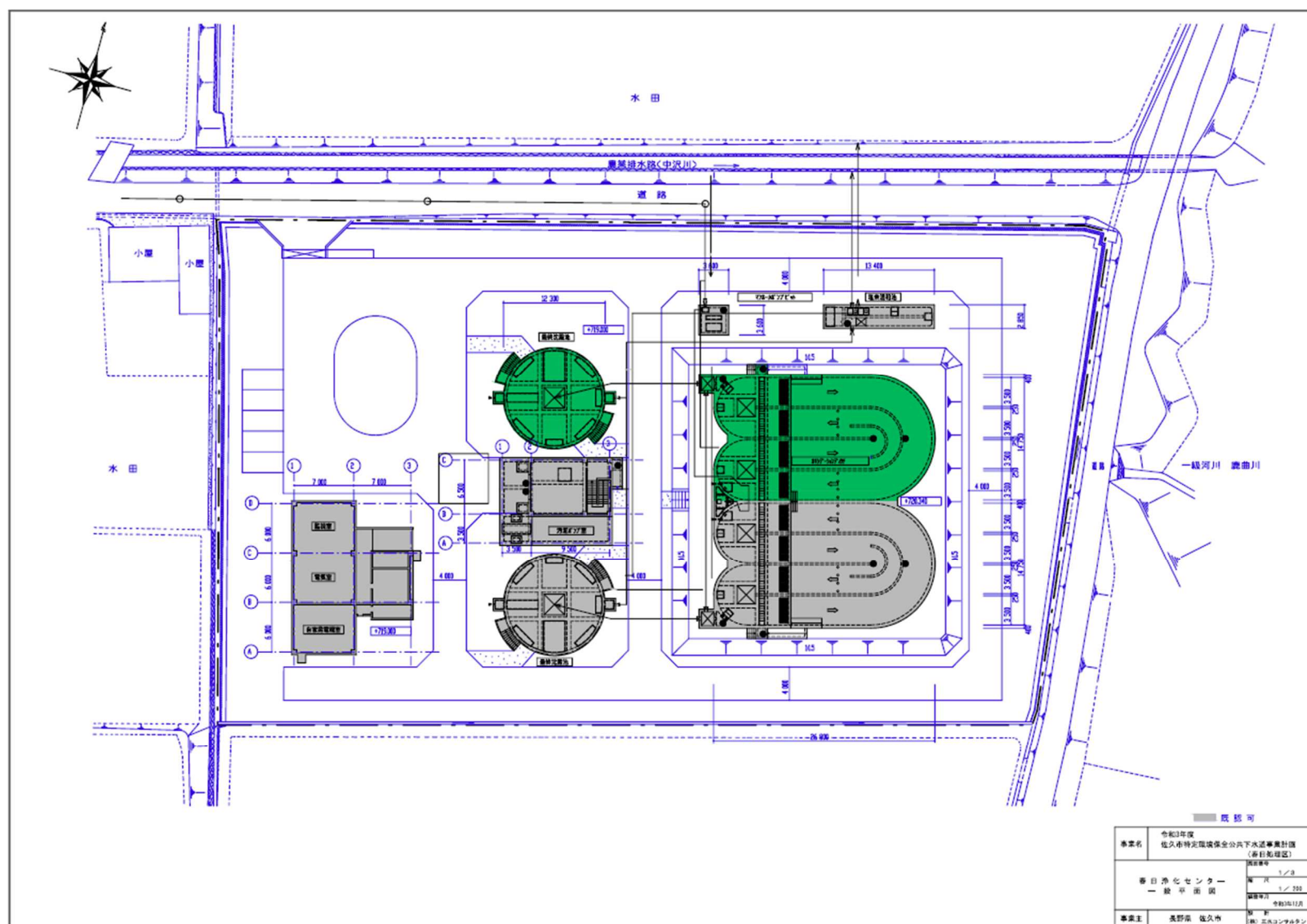


図 3.3 春日浄化センター一般平面図

表 3.10 マンホールポンプ場の概況（春日特環）

	名称	設置年月	メーカー	型式	口径 mm	吐出量 m3/分	揚程 m	出力 kw
1	長戸	H10.12	(株)日立製作所	UBS100-67.5	100	1.21	21.0	7.5
2	宮平	H10.12	(株)日立製作所	SUV100-63.7	100	1.13	7.0	3.7
3	向反下	H11.12	(株)日立製作所	SUV(ホルテック)	65	0.16	8.0	1.5
4	向反上	H11.12	(株)日立製作所	SUV65-61.5	65	0.16	9.0	1.5
5	岩下	H14.3	(株)日立製作所	SUV65-61.5	65	0.16	4.0	1.5
6	入片倉	H14.7	(株)日立製作所	SUV(ホルテック)	65	0.16	5.0	1.5
7	新田	H14.3	(株)日立製作所	SUV65-61.5	65	0.16	6.0	1.5

表 3.11 宅内マンホールポンプ場の概況（春日特環）

通番	名称	設置年月	型式	口径 mm	吐出量 m3/分	揚程 m	出力 kw
1	I宅	H14.4	アクアインテック(株) GP410ex	32	0.039	28.0	0.8

④ 浅科特定環境保全公共下水道事業

表 3.12 浅科浄化センターの概況

主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造り		1/1
オキシデーションディッチ	2 池	鉄筋コンクリート造り 無終端水路式	エアレーション時間 約 24 時間	2/2
最終沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 約 8m ³ /m ² ・日	2/2
塩素混和池	1 池	鉄筋コンクリート造り	接触時間 約 15 分	1/1
放流管渠	1 式	鉄筋コンクリート管		1/1
汚泥濃縮タンク	1 槽	鉄筋コンクリート管 重力式	固形物負荷 約 40kg/m ² ・日	2/2
汚泥貯留槽	1 槽	鉄筋コンクリート造り		2/2
管理汚泥棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	監視室、電気室、自家発電室	

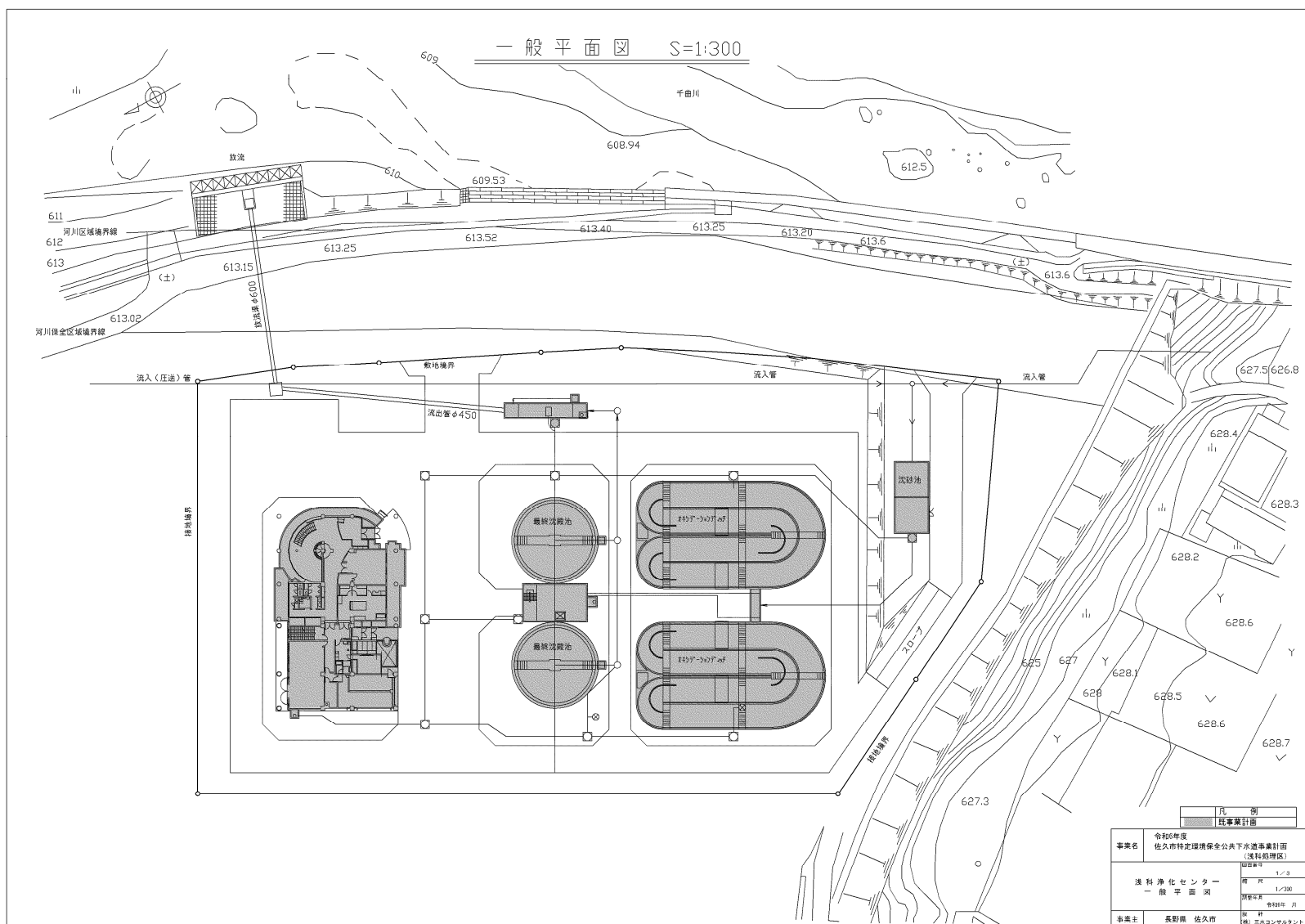


図 3.4 浅科浄化センター 一般平面図

表 3.13 マンホールポンプ場の概況（浅科特環）

通番	名称	設置年月	メーカー	型式	口径	吐出量	揚程	出力
					mm	m3/分	m	kw
1	塩名田1	H8.4	新明和	CVN50-P65B	65	0.2	5.5	0.75
2	塩名田2	H8.4	新明和	CVN50-P65B	65	0.2	5.5	0.75
3	塩名田3	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.2	12.7	1.5
4	塩名田4	H8.4	新明和	CVM50-P65B	65	0.2	1.5	0.4
5	塩名田5	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.2	8.4	1.5
6	塩名田6	H8.4	新明和	CW80-P100G	100	0.78	9.0	2.2
7	塩名田7	H16.3	荏原	65DMVR6.75	65	0.16	5.7	0.75
8	御馬寄1	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.20	13.2	1.5
9	御馬寄2	H8.4	新明和	CW80-P65G	65	0.20	13.5	2.2
10	御馬寄3	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.20	6.8	1.5
11	御馬寄4	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.20	7.5	1.5
12	御馬寄5	H16.1	荏原	65DMZT	65	0.18	15.0	2.2
13	庄の上1	H3.4	新明和	CVL-501	50	0.32	3.5	0.75
14	庄の上2	H3.4	新明和	CVL-501	50	0.32	2.3	0.75
15	駒寄1	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.20	7.0	1.5
16	駒寄2	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.20	7.9	1.5
17	駒寄3	H8.4	新明和	CW65-P65G	65	0.20	9.6	1.5
18	上原1	H11.11	新明和	CVL651-P65	65	0.159	7.4	1.5
19	上原2	H11.11	新明和	CW65-P65G	65	0.159	11.7	1.5
20	中原1	H10.4	新明和	CVL651-P80G	80	0.159	8.3	1.5
21	中原2	H10.4	新明和	CVL651-P80G	80	0.159	7.2	1.5
22	中原3	H11.4	新明和	CW80-P100G	100	0.637	9.3	2.2
23	中原4	H15.12	荏原	65DMVR6.75	65	0.16	5.7	0.75
24	下原1	H10.4	新明和	CWF-100G-PG	100	1.059	24.7	11.0
25	下原2	H10.4	新明和	CWF-100G-PG	100	0.994	13.5	5.5
26	下原3	H10.4	新明和	CVL651-P80G	80	0.159	7.5	1.5
27	下原4	H12.4	旭テック	GP310	50	0.04	28.0	0.75
28	八幡1	H12.9	荏原	65DMV2 65.5	65	0.78	8.6	5.5
29	八幡2	H12.9	荏原	65DMV2 65.5	65	0.20	13.9	5.5
30	八幡3	H12.9	旭テック	GP310	50	0.039	9.0	0.75
31	八幡4	H13.3	荏原	65DMV2 65.5	65	0.16	3.6	1.5
32	八幡5	H24.11	旭テック	GP310	50	0.03	7.1	0.75
33	八幡6	H14.4	旭テック	GP310	50	0.03	2.5	0.75
34	八幡7	H15.2	鶴見	TOP-80UG41.5	65	0.16	4.7	1.5
35	八幡8	H15.3	旭テック	GP410ex	32	0.039	3.9	0.75
36	八幡9	H15.3	旭テック	GP310	50	0.039	3.6	0.75
37	桑山1	H14.4	荏原	65DMV2 65.5	65	0.16	9.7	5.5
38	桑山2	H14.4	荏原	65DMV2 65.5	65	0.16	5.7	1.5
39	矢島1	H17.1	鶴見	TOP-65UZG42.2	65	0.18	9.5	2.2

別紙 4 対象施設の概況（農集、小規模）

① 志賀処理場（農業集落排水）

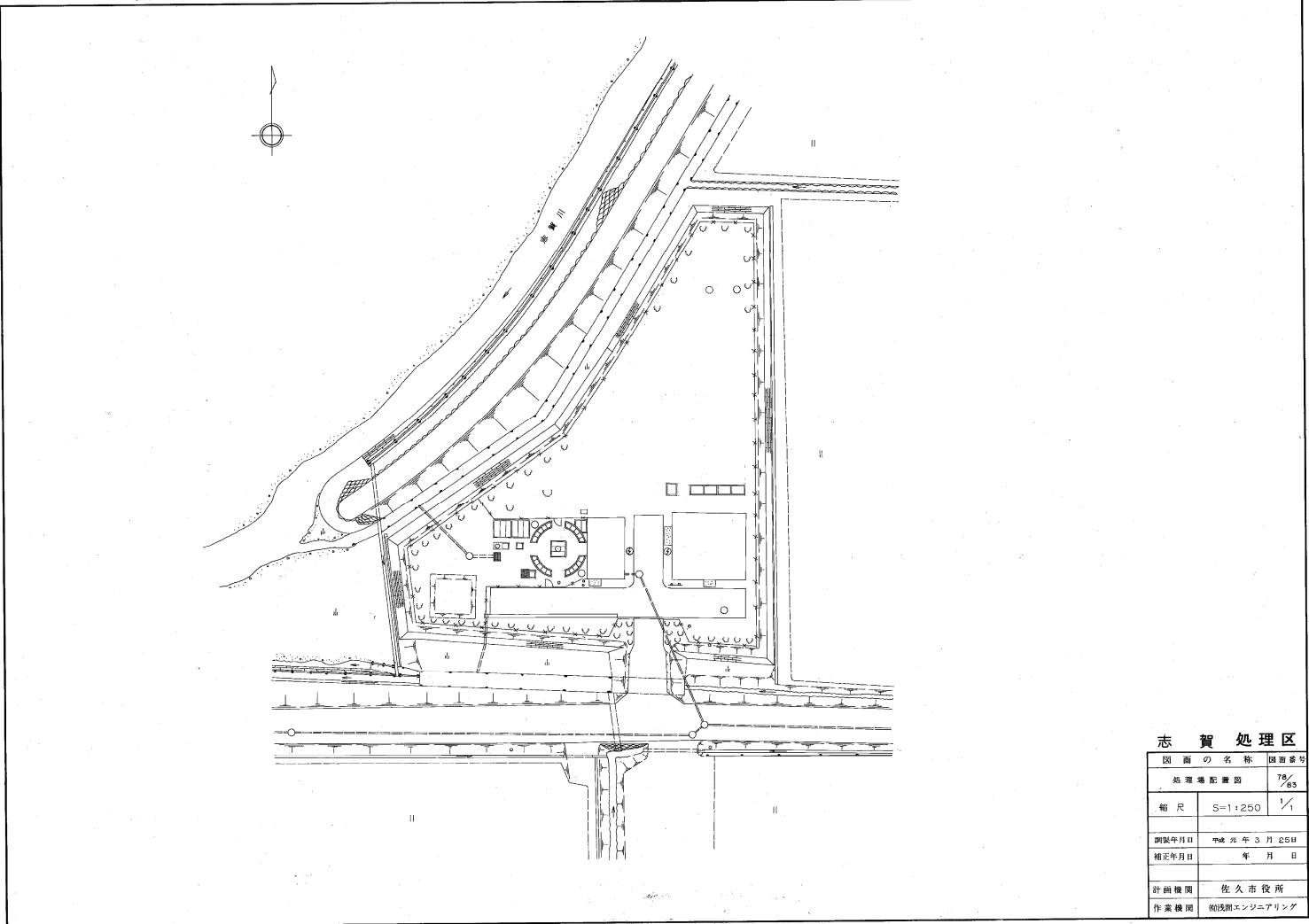


図 4.1 志賀処理区農業集落排水処理施設 処理場配置図

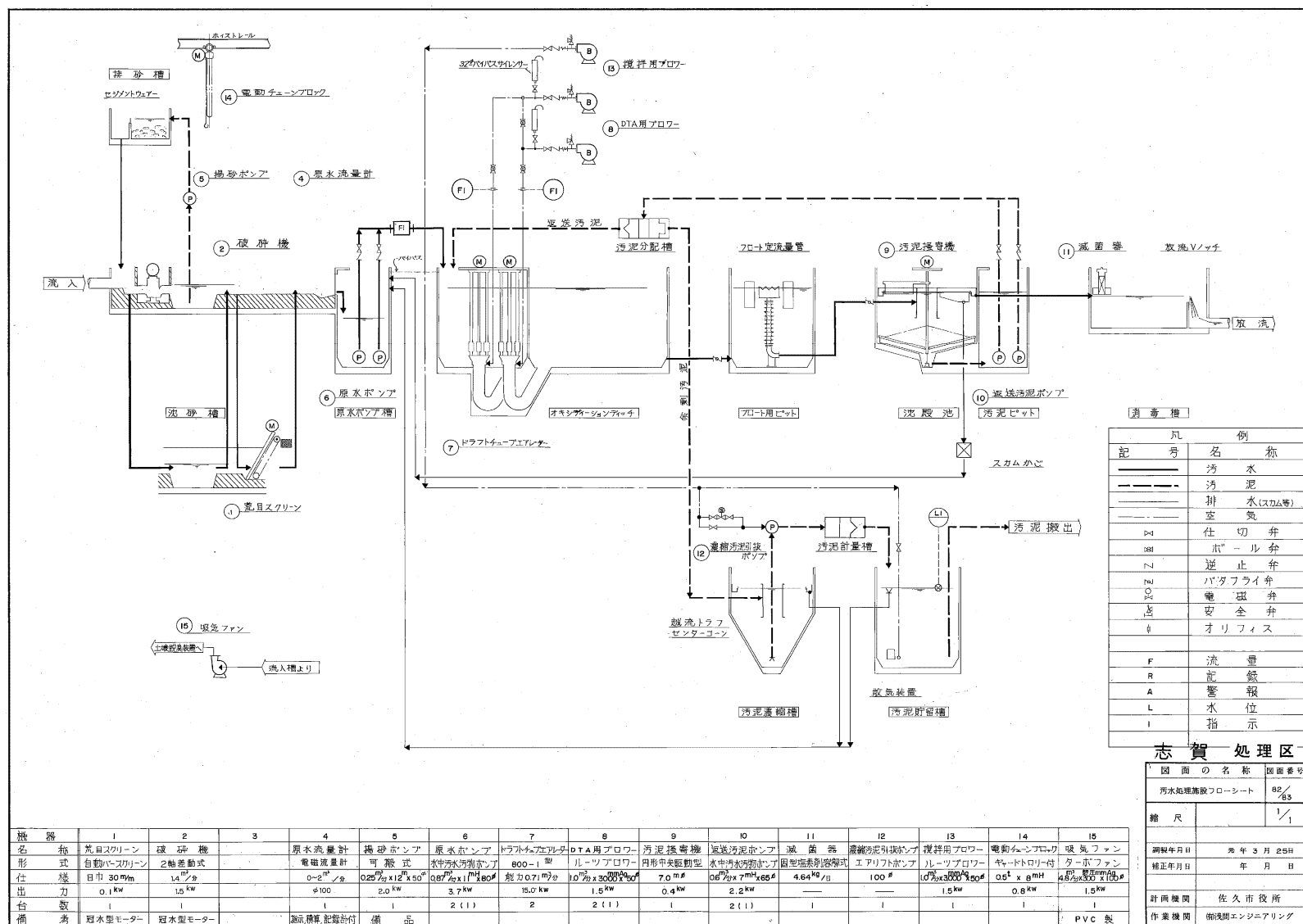


図 4.2 志賀処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

② 南岩尾処理場（農業集落排水）

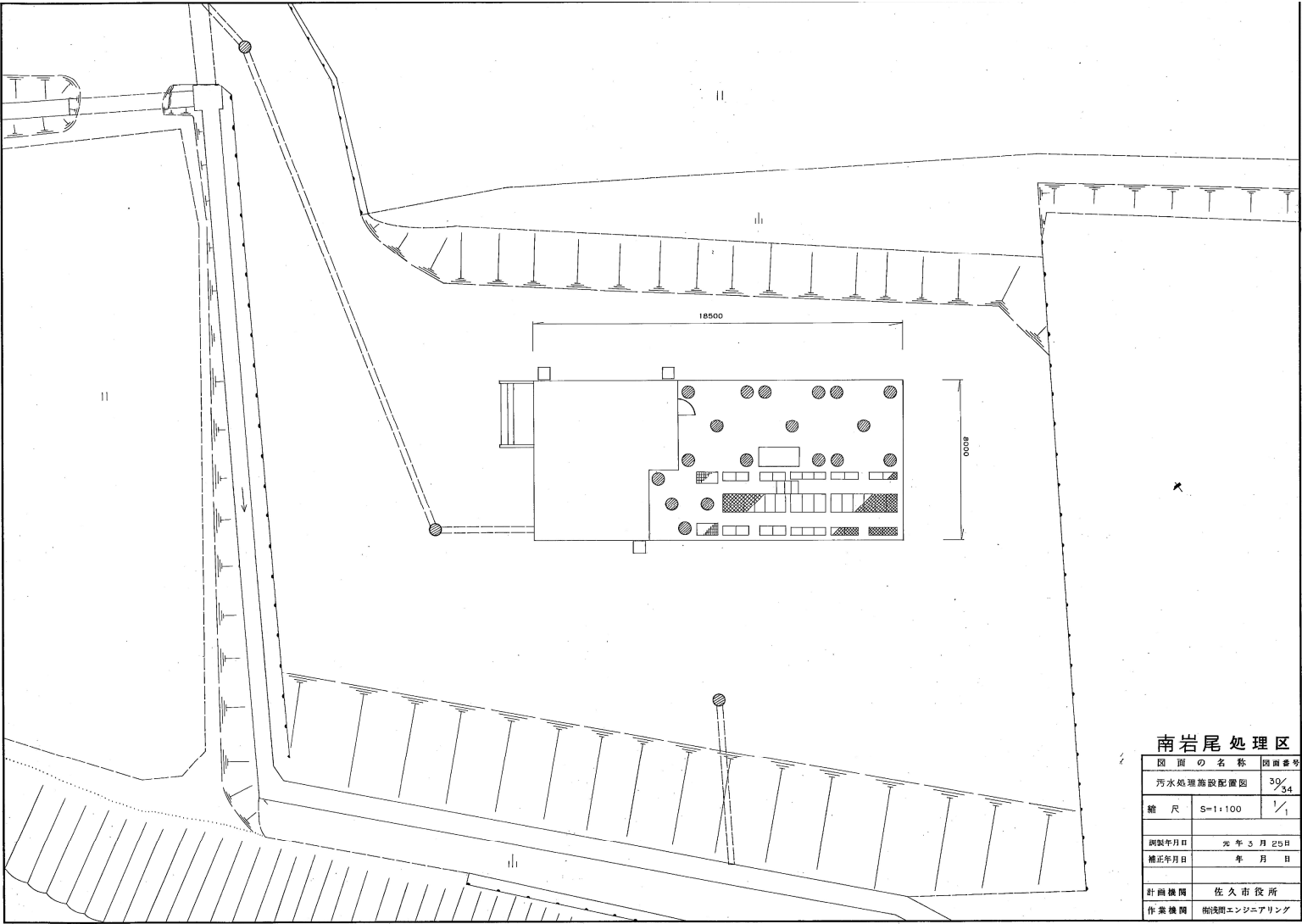


図 4.3 南岩尾処理区農業集落排水処理施設 処理場配置図

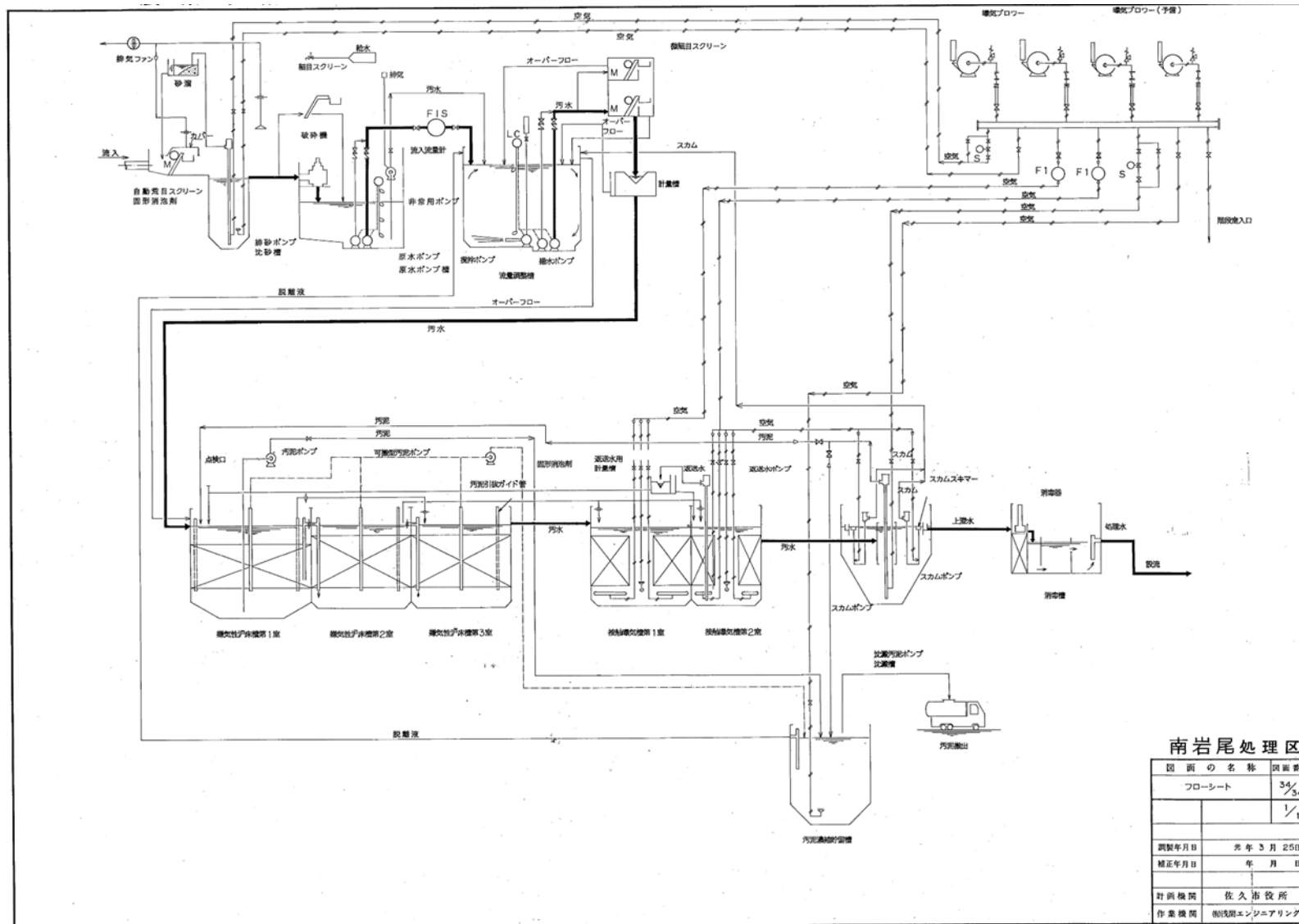


図 4.4 南岩尾処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

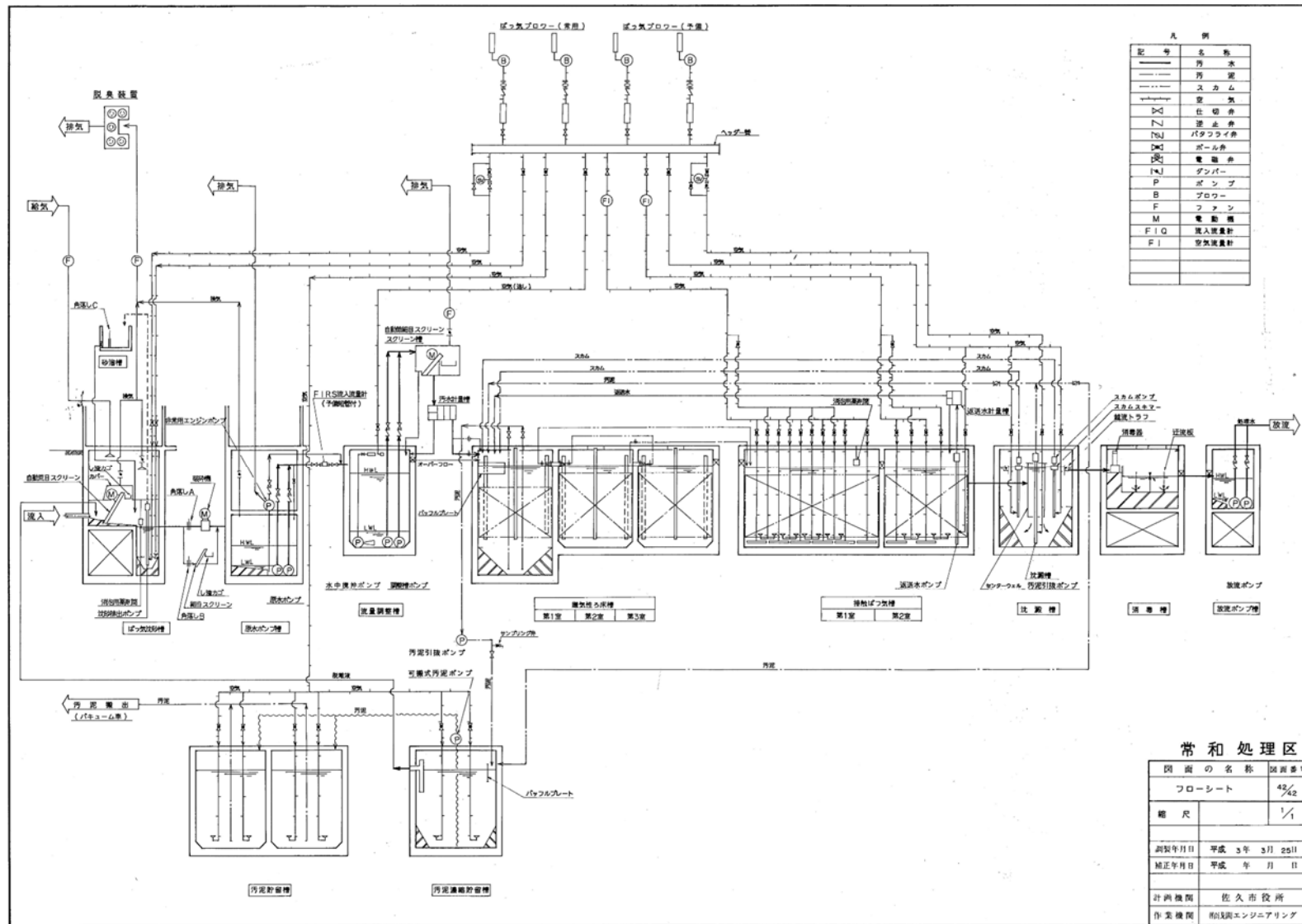


図 4.6 常和処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

④ 横根処理場（農業集落排水）

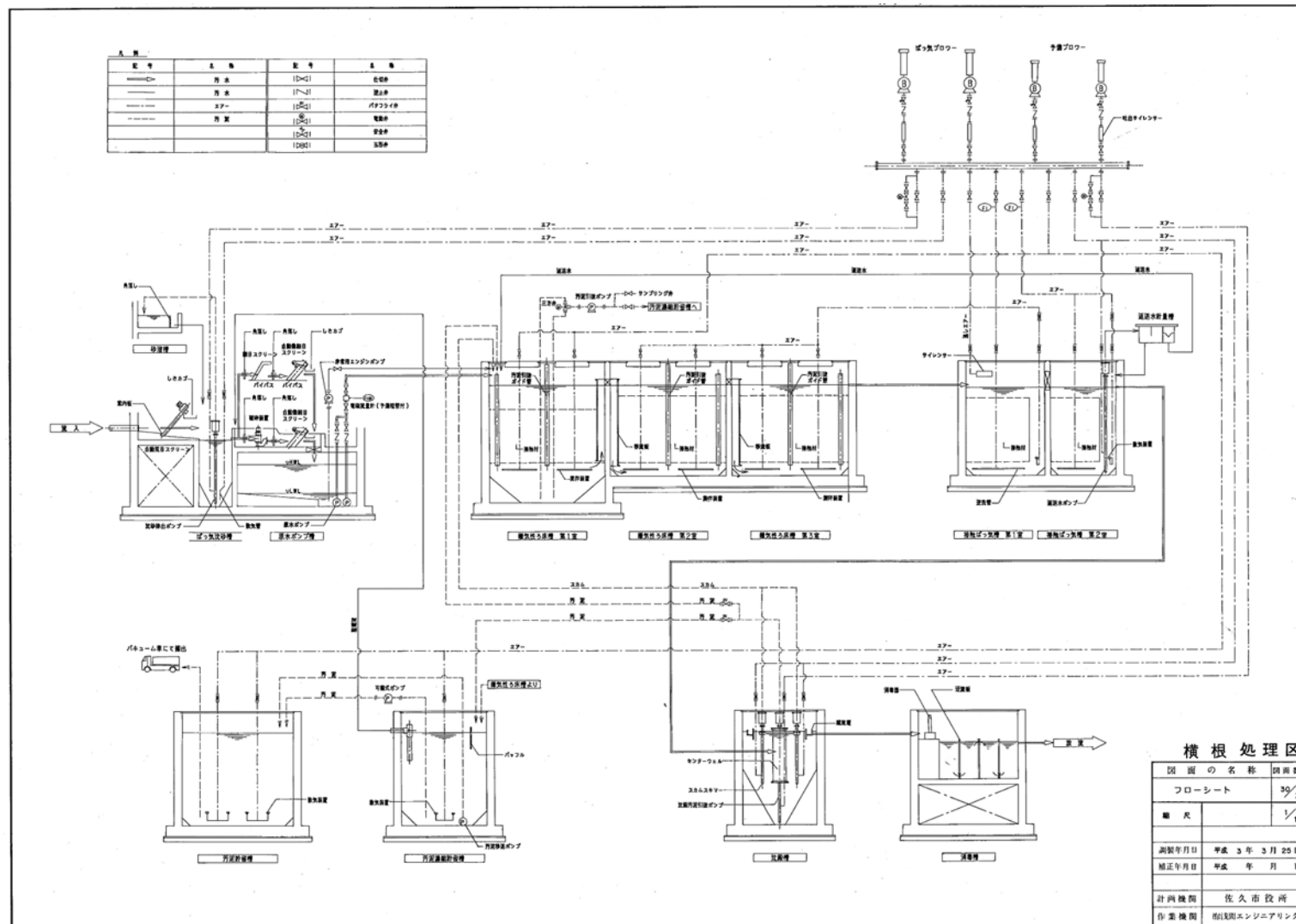


図 4.7 横根処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

⑤ 北岩尾・落合処理場（農業集落排水）

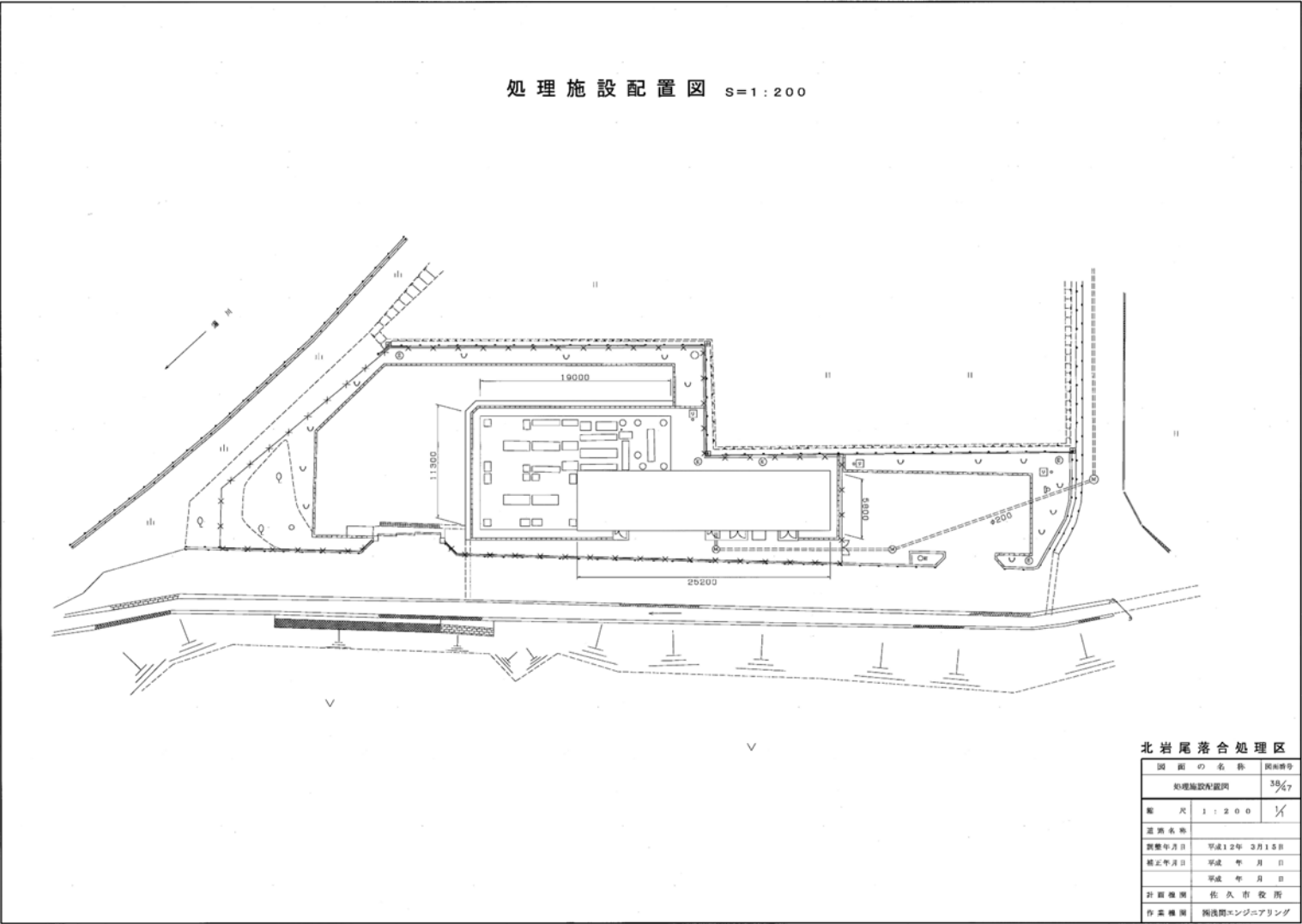


図 4.8 北岩尾落合処理区農業集落排水処理施設 処理場配置図

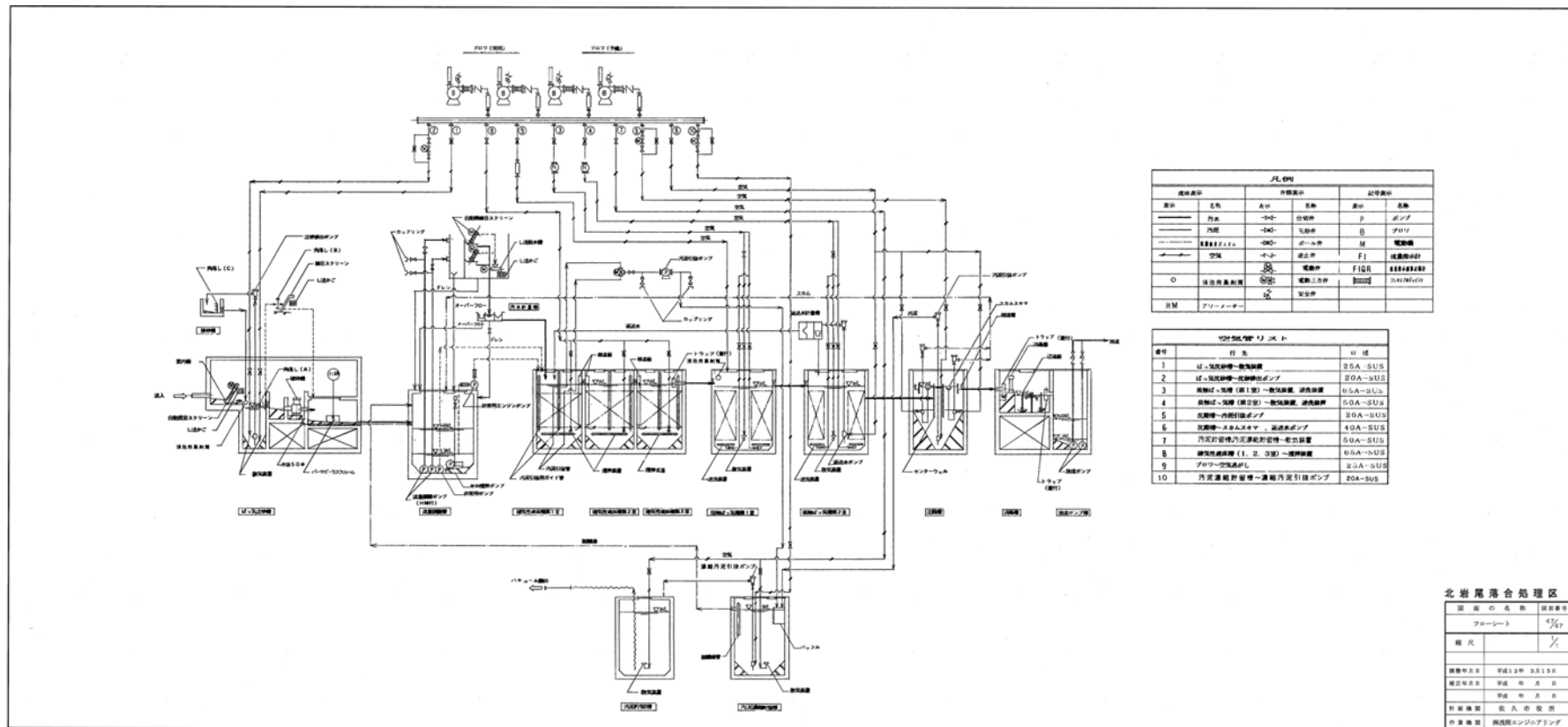


図 4.9 北岩尾落合処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

⑥ 岸野処理場（農業集落排水）

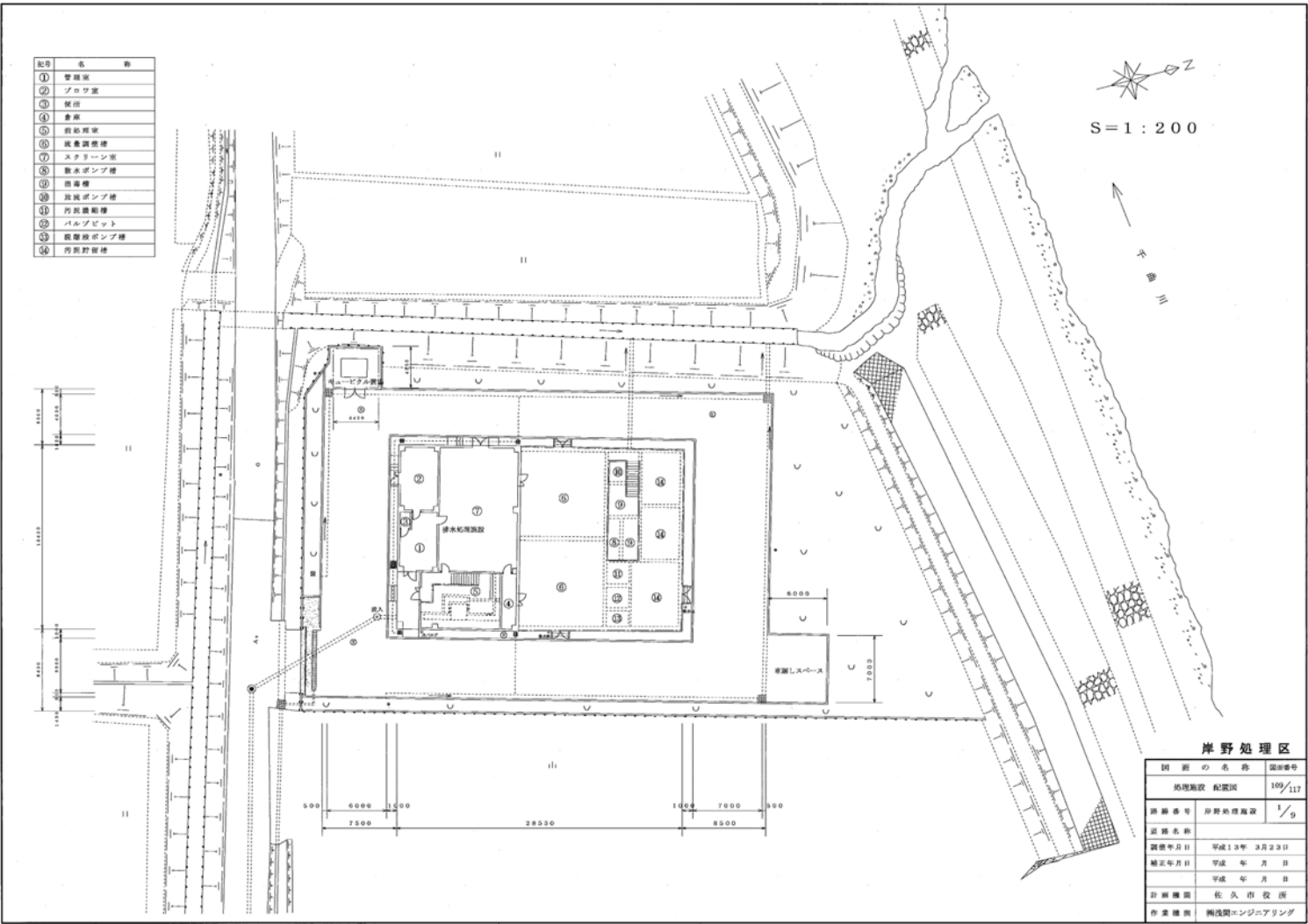


図 4.10 岸野処理区農業集落排水処理施設 処理場配置図

図 4.11 岸野処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

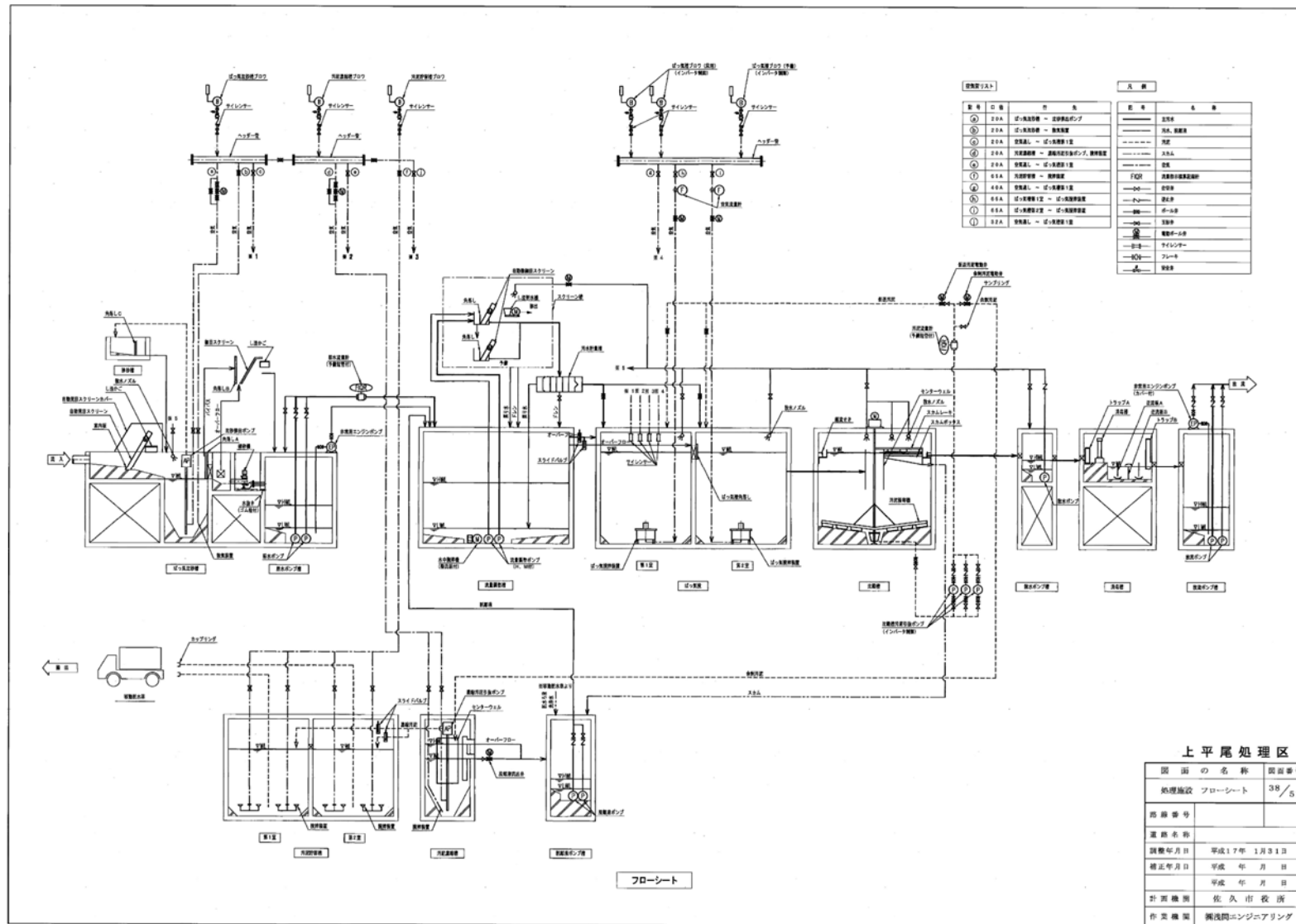


図 4.13 上平尾処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

⑧ 布施处理場（農業集落排水）

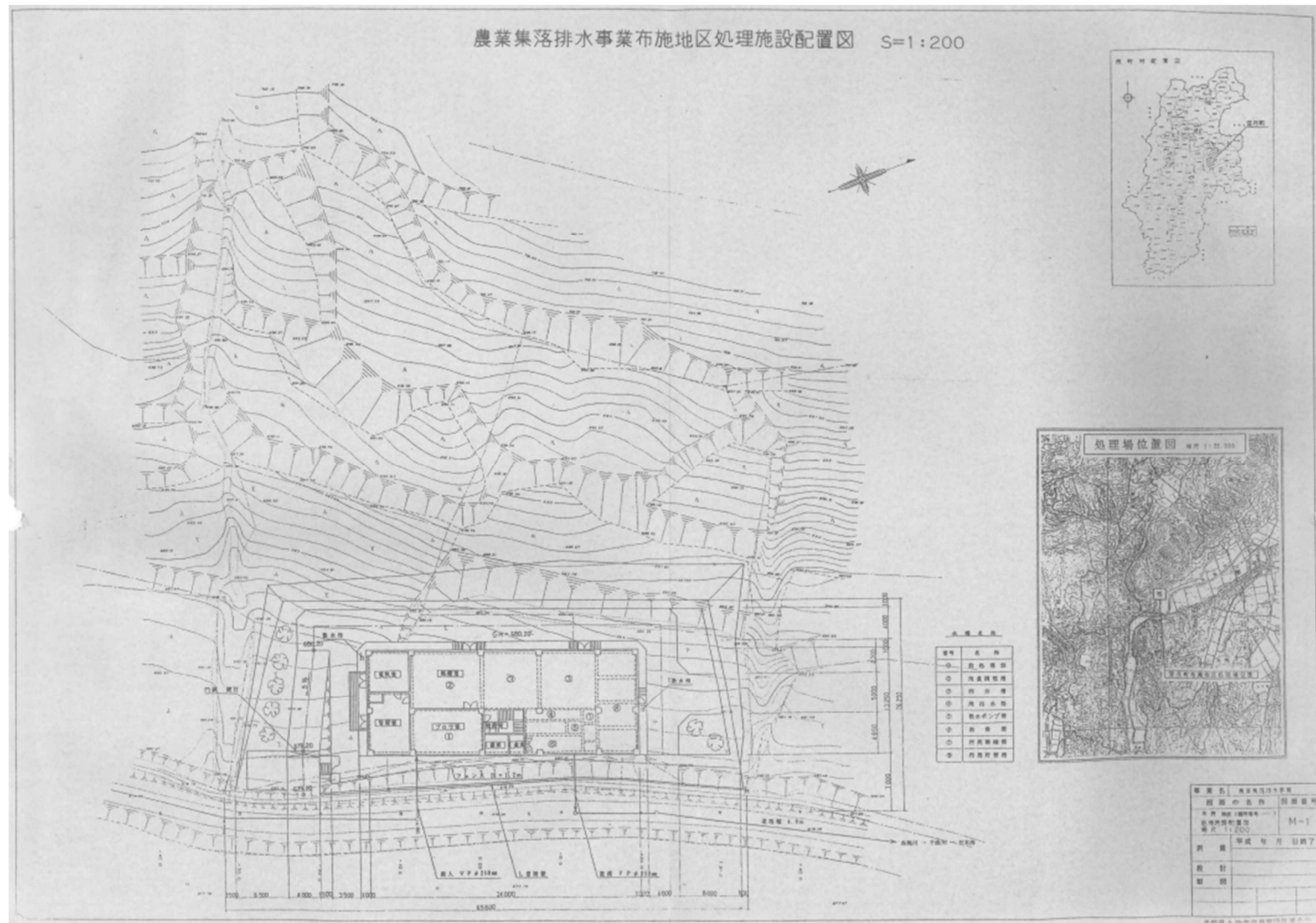


図 4.14 布施处理区農業集落排水処理施設 処理場配置図

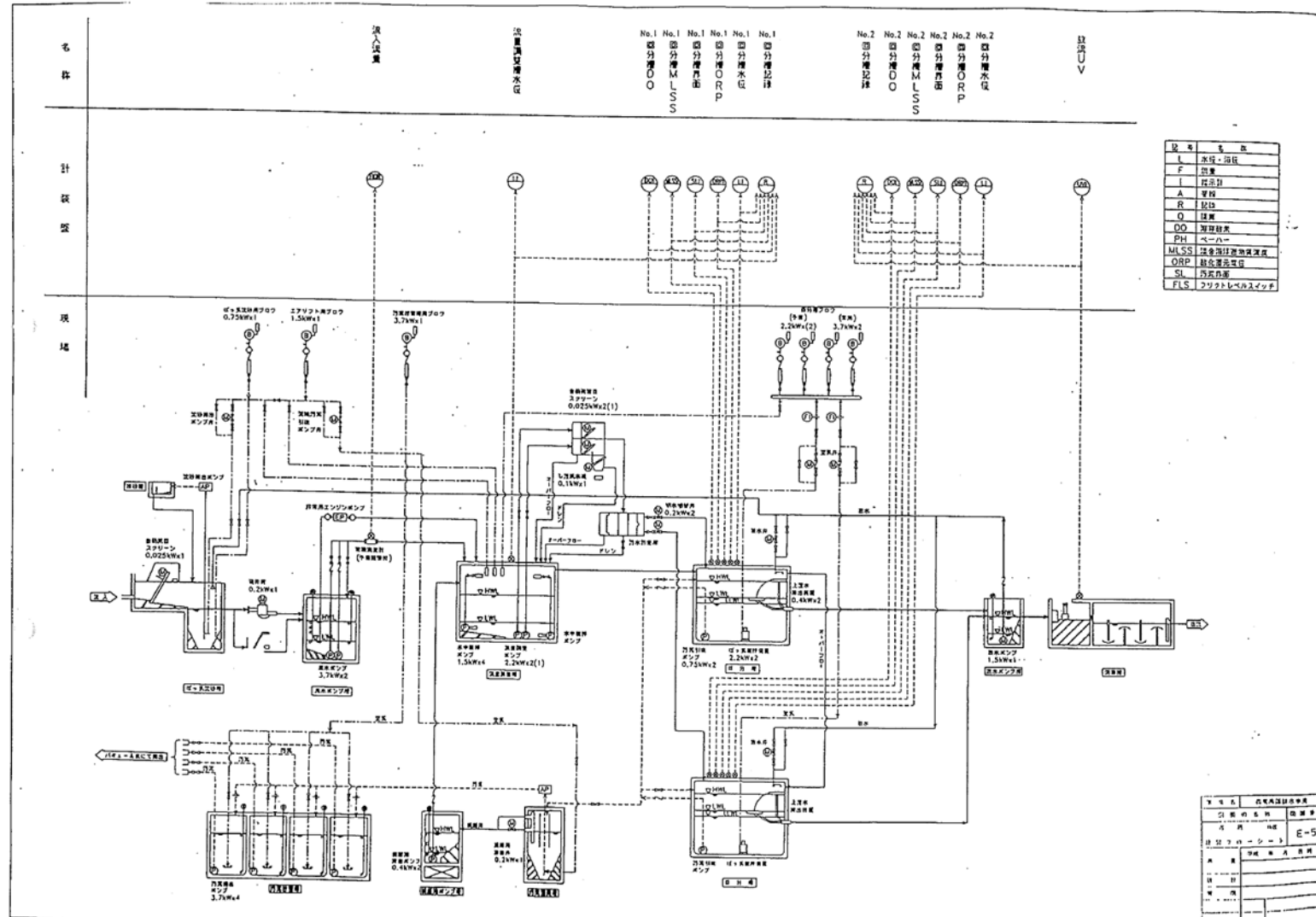


図 4.15 布施処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

⑨ 藤巻処理場（小規模集落排水）

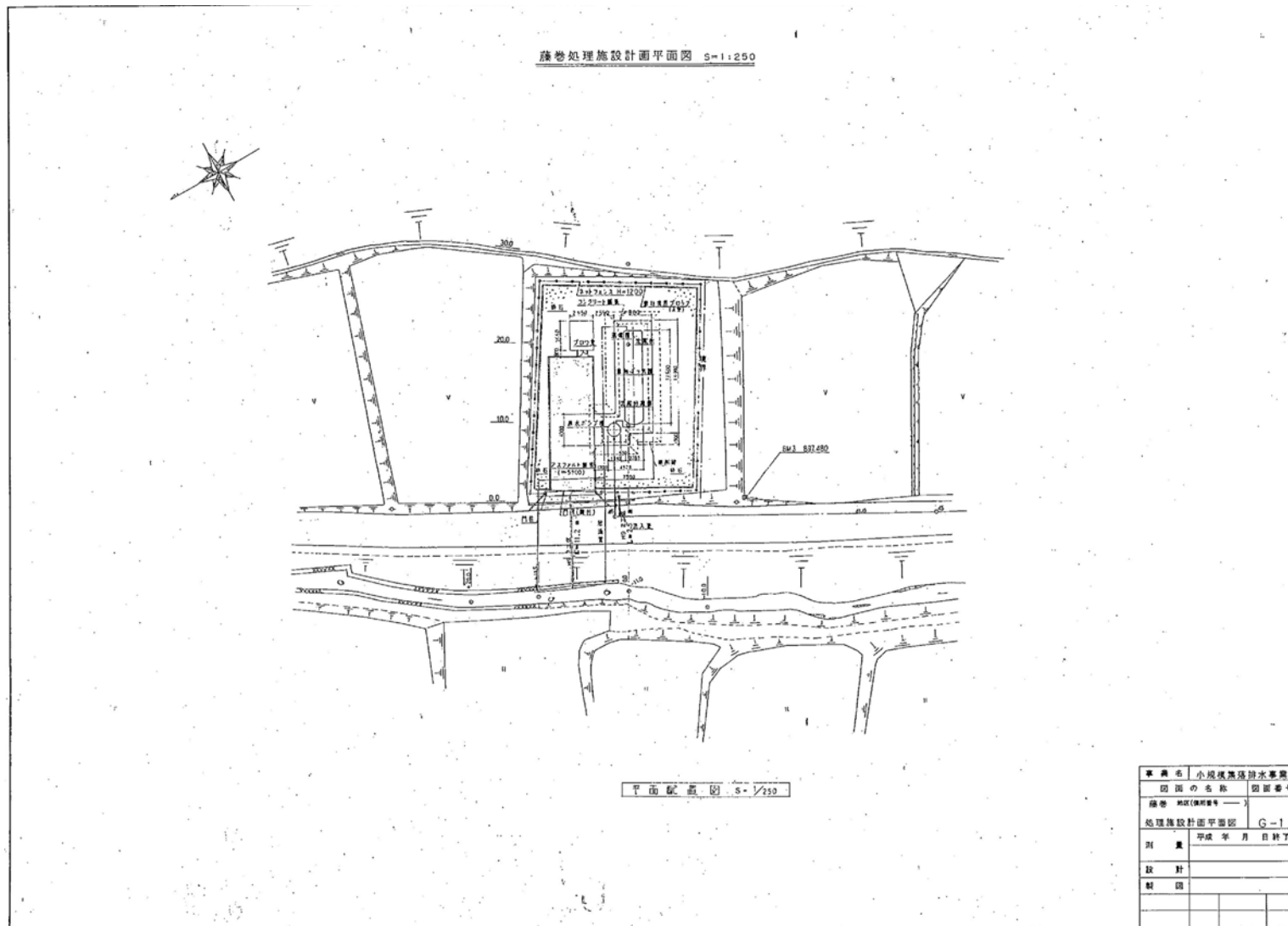
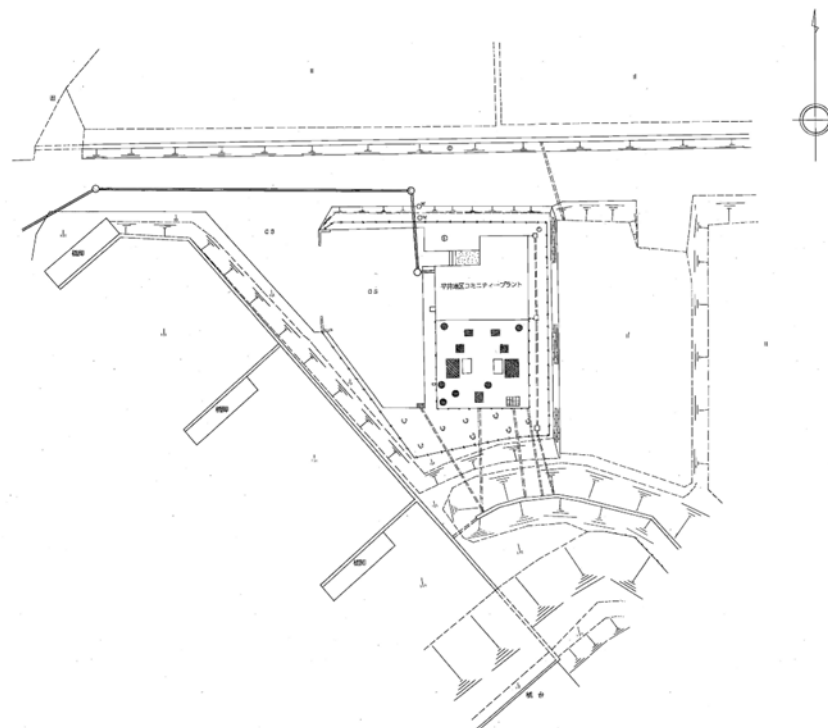


図 4.16 藤巻処理区農業集落排水処理施設 処理場配置図

⑩ 平井処理場（コミュニティ・プラント）



平井処理区		
図 面 の 名 称	図 面 番 号	
処 理 場 配 地 図	／	
縮 尺	1:200	／
調 査 年 月 日	平 成 6 年 3 月 3 1 日	
観 測 年 月 日	平 成 年 月 日	
計 画 機 関	佐 久 市 役 所	
作 業 機 関	有限会社エシエス・アライン	

図 4.17 平井処理区農業集落排水処理施設 処理場配置図

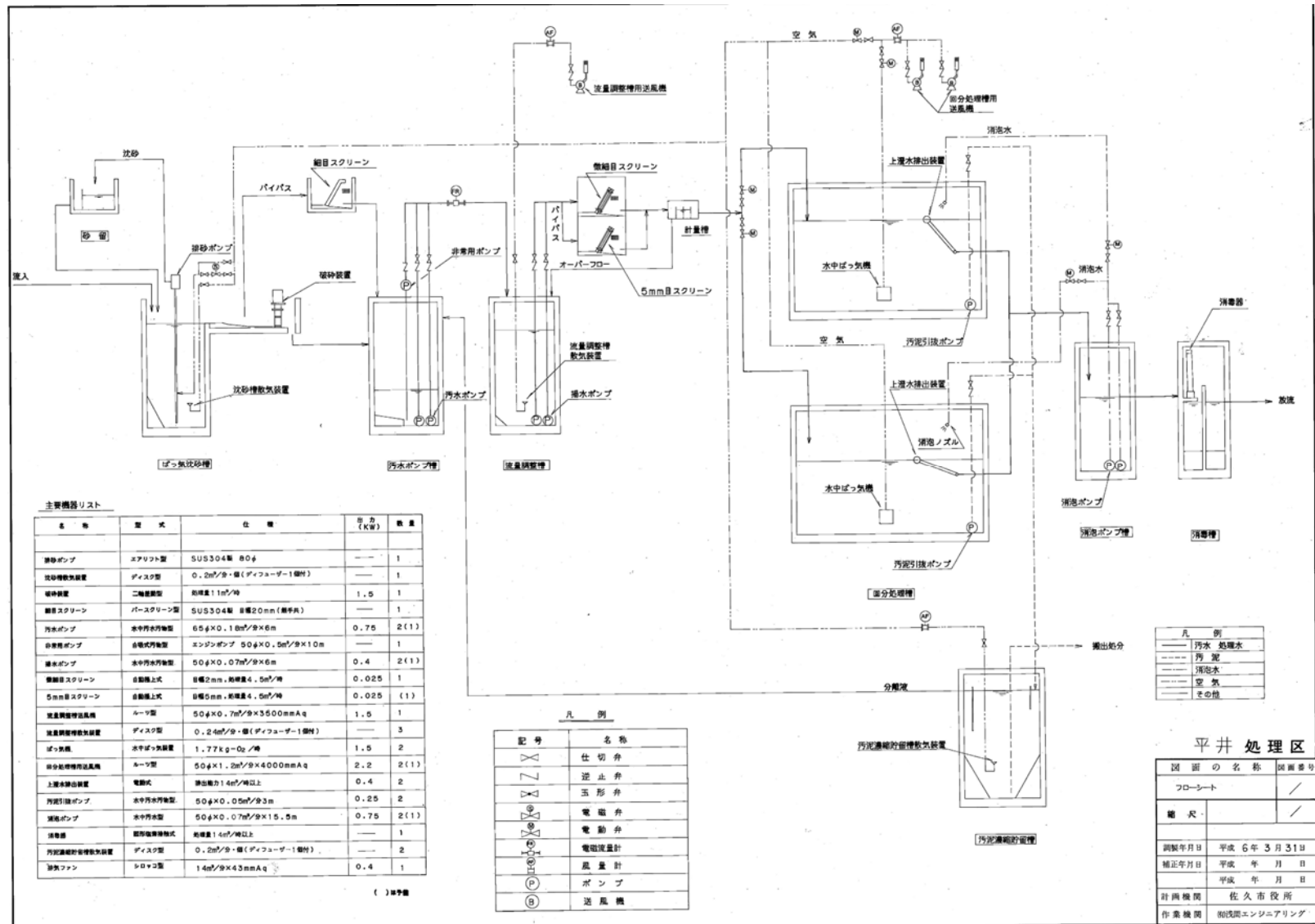


図 4.18 平井処理区農業集落排水処理施設 処理フロー図

⑪ マンホールポンプ場

表 4.1 マンホールポンプ場の概況（志賀・北岩尾・落合・岸野・上平尾農集）

通番	名称	設置年月	メーカー	型式	口径 mm	吐出量 m3/分	揚程 m	出力 kw
1	五十貫	H14更新	新明和工業(株)	CVL501	50	0.32	5.0	0.75
2	落合	H10.9	(株)クボタ	SER65	65	0.23	8.8	1.5
3	糠尾	H12.11	(株)クボタ	KS-VL63AA	65	0.16	7.2	1.5
4	糠尾2	H13.7	(株)クボタ	KS-VL63AA	65	0.16	7.5	1.5
5	今岡	H12.11	(株)クボタ	TOS80SC42.2	65	0.16	13.4	2.2
6	宮川	H12.11	(株)クボタ	KS-VL52AA	65	0.16	4.5	0.75
7	上平尾中	H16.10	(株)鶴見製作所	TOP65UZ41.5	65	0.16	8.5	1.5
8	上平尾西	H18.3	(株)荏原製作所	65DMVR6.75	65	0.16	5.7	0.75

表 4.2 マンホールポンプ場の概況（布施農集）

通番	名称	設置年月	メーカー	型式	口径 mm	吐出量 m3/分	揚程 m	出力 kw
1	百沢	H9.9	(株)日立製作所	UGT50-62.2	50	0.20	5.0	2.2
2	栗の木橋	H10.9	(株)日立製作所	UG50-63.7	50	0.30	15.0	3.7
3	入布施	H10.9	(株)日立製作所	UGT50-63.7	50	0.30	14.0	3.7
4	式部	H11.12	(株)日立製作所	UGT50-62.2	50	0.20	12.0	2.2
5	抜井	H14.1	(株)日立製作所	SUG50-62.2A	50	0.16	11.0	2.2
6	中居下	H14.1	(株)日立製作所	SUG50-62.2	50	0.16	10.0	2.2
7	中居上	H14.1	(株)日立製作所	SUG50-62.2	50	0.16	4.0	2.2
8	雁村	H14.1	(株)日立製作所	SUG50-62.2	50	0.16	4.0	2.2

表 4.3 宅内マンホールポンプ場の概況（布施農集）

通番	名称	設置年月	型式	口径 mm	吐出量 m3/分	揚程 m	出力 kw
1	I宅	H14.4	アクアインテック(株) GP410ex	32	0.039	28.0	0.8

59

